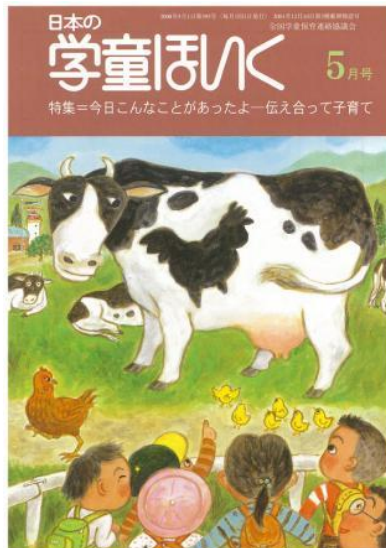


鹿児島県児童クラブ連絡協議会第2回総会



- と き 2008 (平成20) 年6月1日 (日)
- ところ 「かごしま県民交流センター大研修室 第1」
(鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600)
- 日 程 13:00～ 受付
13:30～ 開会 会長あいさつ
13:40～15:00 一周年記念講演: 竹内 れい子さん
(埼玉県草加市の指導員)
15:10～15:40 行政説明: 鹿児島県教育庁社会教育課
鹿児島県保健福祉部子ども課 から
15:45～16:45 第2回総会
開会あいさつ
議長選出あいさつ
来賓あいさつ
第1号議案 2007年度活動の報告
第2号議案 2007年度決算と会計監査報告について
第3号議案 2008年度事業計画と予算案について
第4号議案 役員改選 新旧役員あいさつ
その他
閉会あいさつ
17:30～ 交流会 (Vegetus 作楽)

2007年度活動の報告

はじめに

いま学童保育（放課後児童クラブ）は、保育園と同じように、働きながら子育てする家庭にとってはなくてはならない施設となっています。

ここ数年、入所児童数は激増しています。しかし、それに見合った形で学童保育数は増えていません。その結果、各地で大規模化が急速に進んでいます。

国（厚生労働省）は、71人以上の学童保育の分割を促進しようとしています。そのために、設置目標数を2万か所とし（現在は1万6668か所）、施設整備費約18億円を予算化し、71人以上の学童保育への補助金を2010年度以降は打ち切るなどの措置をとっています。さらに、子どもたちの集団の規模は「おおむね40人未満が望ましい」「1施設は70人を限度とする」というガイドラインもつくりました。

国民生活センターが2008年2月21日「学童保育の実態と課題に関する調査研究－放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために－」を紹介しています。

調査実施の内容は、共働き・単親家庭等の小学生の放課後や夏休みなどの生活の場として必要とされている学童保育（放課後児童クラブ）について、消費者の視点から実態と課題を探るために（1）市区町村対象調査、（2）学童保育施設対象調査、（3）契約時の交付書面の3種類の調査などです。

調査の結果、学童保育サービスの情報提供、契約時の交付書面、学童保育中のけがや事故、子どもの生活の場としての環境等にかかわる問題点が明らかになるとともに、自治体別、施設種類別にみた格差等が浮き彫りとなりました。

この結果を踏まえ、「学童保育の実態と課題に関する研究会」（座長 新保幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授）を設置し、これらの調査結果と学童保育サービスの現況と利用契約の問題点等について検討を重ね、行政と施設に向けて、放課後の子どもの生活の場として安心して利用できるために提言をまとめています。（報告書 282頁 1,000円〔本体 953円〕）

全国的には、自治体は補助金を出すのみで、あとは運営者任せという実態にあり、公的支援と公的サービスとしての国や自治体の責任が遅れているのもいぬめない現実としてあります。

そうした中であって、2007（平成19）年6月3日、鹿児島市「黎明館」にて、鹿児島県内の児童クラブのネットワーク「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」の発足総会を開催してきました。連絡会には、県内40のクラブが加入し、研修と交流により互いに連絡、協調するヨコの協議体としての一步を歩み出すことができました。

この一年間、県連絡会としては、「放課後子どもプラン」の鹿児島県での動きがどうなっていくのか、鹿児島県子ども課や教育委員会への申し入れ（意見交換会）をはじめ、予算要望など行なうとともに、児童クラブの交流研修の場としてのブロック別研修会を大隅ブロックと北薩ブロックで開催してきました。

この1年間の連絡会活動をふりかえり、「あってよかった連絡会」を目指して、学童保育の充実に向けた具体的な取り組みを進めていきたいと思えます。

1. 2007年度経過報告

- 2007年6月3日 鹿児島県児童クラブ連絡協議会結成総会（鹿児島市「黎明館」／40クラブ）
- 7月8日 第1回鹿児島県児童クラブ連絡会役員会（鹿屋市中央公民館／人）
- 7月15日 県連絡会ニュース第1号
- 7月18日 加治木町児童クラブ連絡会学習会（「学童保育を巡る現状と放課後子どもプラン」について）
（加治木町福祉センター／人）
- 7月19日 鹿児島県との意見交換（「放課後子どもプラン」の取り組み状況について）
子ども課と社会教育課 連絡会三役（5人）と桐原県議
- 8月26日 鹿児島県障害のある子どもの放課後保障連絡会発足記念イベント「鹿児島学童元気まつり」
- 9月5日 第2回鹿児島県児童クラブ連絡会役員会（霧島市シビックセンター／8人）
- 9月15日 県連絡会ニュース第2号
- 9月30日 第32回全国学童保育指導員研究集会（福岡県春日市／鹿児島17人）

- 10月14日 霧島市児童クラブ連絡会指導員研修会（霧島市いきいき交流センター／55人）
講師：山喜高秀先生（志学館大学 准教授）
演題：「課題を抱える親子への支援のあり方」
- 11月9日 全国運営委員会、2007年度全国学童保育連絡協議会総会（東京／諸留）
- 11月10-11日 第42回全国学童保育研究集会 in 東京（東京／諸留）
- 11月23日 第3回鹿児島県児童クラブ連絡会役員会&第1回運営委員会（鹿児島市中央公民館／9人）
- 12月18日 おおすみ学童保育連絡会（こばと保育園）忘年会
- 12月25日 鹿児島県への予算要望書提出（県知事と教育庁／8人）
- 2008年 1月5日 県連絡会ニュース第3号
- 1月27日 第4回鹿児島県児童クラブ連絡会役員会（加治木町「リープ」／6人）
- 2月9日 鹿児島県児童クラブ連絡会ブロック別「指導員研修会」
講師：河野伸枝さん（全国学童連副会長・南さつま市坊津出身）
テーマ：「子どもの育ちと学童保育～指導員の役割」
（大隅会場：鹿屋東地区学習センター／30人）
- 2月10日 鹿児島県児童クラブ連絡会ブロック別「指導員研修会」
（北薩会場：薩摩川内市「川内文化ホール」／40人）
- 3月17日 鹿児島県へ指導員研修会開催に関する要望書提出
子ども課と社会教育課 連絡会三役（5人）と桐原県議
- 3月25日 県連絡会ニュース第4号
- 4月22日 第5回鹿児島県児童クラブ連絡会役員会&第2回運営委員会
（霧島市シビックセンター／8人）
- 4月28日 鹿児島県子ども課（意見交換）、県保育連絡協議会へ
- 5月18日 第3回霧島市児童クラブ連絡会総会（霧島市シビックセンター）
- 5月22日 平成20年度おおすみ学童保育の会定期総会（ホテル大蔵）
- 5月24日 会計監査

2. 役員体制

	氏名	所属	連絡先	FAX	ブロック
会長	加来 宗暁	高陵寺保育園児童クラブ	0995-59-2321	0995-59-2924	始良・伊佐
副会長	船隈 洋見	こばと児童クラブ	0994-42-4480	0994-42-4440	肝付
	中根 賢明	児童クラブきかんぼ	0994-82-2661	0994-82-1365	曾於
	折橋 嚆典	下鶴保育園			北薩
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	0995-43-8135	0995-43-8135	始良・伊佐
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	肝付
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	0994-42-2919		肝付
	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	0994-24-5343		肝付
	新町 愛子	養護学童クラブ ガッツ	0996-72-3607	0996-72-3607	北薩
	諸留 清子	宮内児童クラブ	0995-43-8135	0995-43-8135	始良・伊佐
	花木 正斉	大口市障害児学童クラブ ステップ	0995-22-5308	0995-22-2625	始良・伊佐
		なんこう放課後児童クラブ	0994-76-0025		曾於
	下園真理子	フレンドクラブ（内山田）	0993-52-3634		南薩摩
会計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	0995-45-7800	0995-45-7800	霧島・始良
会計監査	上村 斉子	とみくま児童クラブ	0995-43-8513	0995-43-8513	霧島・始良
	田平ひな子	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	肝付

2007年度決算と会計監査報告について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2007年度収支決算

収入の部

2007年4月1日～2008年3月31日

科 目	2007年度予算	2007年度実行額	備 考
会 費	335,000	268,000	1.2万円×13クラブ 8千円×8クラブ 5千円×8クラブ 2千円×4クラブ
参加費		83,000	6/3結成総会 2/10研修会
雑収入	30,000	77,960	全国連絡会書籍等取り扱い手数料等・DVD売り上げ、研修会大隅会場負担金、利息
繰越金		25,204	2/11結成総会準備会参加費、書籍売り上げ
寄付金	1,000		科目設定
合 計	366,000	454,164	

支出の部

科 目	2007年度予算	2007年度実行額	備 考
全国連協会費	30,000	30,000	2007年度会費として
事務消耗・需用費	15,000	11,990	事務用品費・印鑑代、手数料・コピー代
書籍代		97,320	書籍代（全国連、鴨川出版）
会議費	100,000	20,120	会場費
通信・印刷費	50,000	44,750	情報紙等の郵送（クロネコメール・郵送代）
活動・研修費	120,000	121,512	連絡会研修会（交流会・研修会講師代等 河野さん講師代3回分）
事務局費	30,000	30,000	事務文書作成費等 事務局会・行政との 連絡調整など
予備費	21,000		
合 計	366,000	355,692	

次年度繰越金 (収入実行額) - (支出実行額) = 98,472
 454,164 - 355,692

(2008年3月31日現在通帳残高+現金)

2. 会計監査報告

別紙

2008年度事業計画と予算案について

1. 県連絡協議会の活動の柱

- ①鹿児島県及び市町村へ学童保育施策の拡充と充実を働きかける。
- ②指導員の研修体制の充実と体系化を図り、保育力量の向上を図る。
- ③モデル勤務規定を作るなどして指導員の雇用・労働条件の整備と均質・均等化を図る。
- ④「鹿児島県障害のある子どもの放課後保障連絡会」と連携し、障害児の豊かな放課後の生活を保障する仕組みを作る。
- ⑤県連絡協議会組織・事務局体制の充実を図る。→ 『日本の学童ほいく』誌の普及拡大
- ⑥子どもを真ん中に据えながら、保護者と指導員との連携を基礎にした活動を進める。

2. 具体的な取り組み

(1) 「ガイドライン」の具体化による学童保育の量的・質的な拡充・改善

学童保育は、2007年5月現在、1,619市区町村に16,652か所となり、約74万人の児童が入所しています。学童保育数は昨年比で794か所増え、入所児童数は昨年比6万人増と、施設数増を上回る急増が続いています。その結果、各地で待機児童が増えたり、大規模化が急激に広がっています。

これまで以上に、学童保育の量的・質的な整備・拡充が求められているといえます。

■具体的な主な改善要求項目

- i：厚生労働省策定の「放課後児童クラブガイドライン」を実効性あるものにするため、「鹿児島県放課後児童クラブ運営基準」（仮称）の策定と「ガイドライン」の市町村への周知徹底
- ii：施設整備と環境整備を進めるための予算化
毎日生活するのにふさわしい「学童保育専用施設」が確保されていて、専任の常勤指導員が常時複数体制で配置される内容を持った「運営基準」づくり

(2) 地域連協等・児童（学童保育）クラブの取り組み

県内の多くの市町村で、地域連協等や児童（学童保育）クラブの積極的な取り組みによって、十分な成果をあげているところが少なくありません。そうした地域に学びながら、地域の実情を踏まえた取り組みをする必要があります。

■地域連協等・児童（学童保育）クラブでの具体的な課題

- i：新設・増設の推進～小規模児童クラブと大規模化問題への対応
- ii：指導員の身分・労働条件の改善
- iii：施設問題の改善（特に民営の場合）
- iv：障害児の受け入れ促進のための環境整備

(3) 県連絡協議会のとりくみ

県連絡協議会としても、ブロック別研修会を開催し、市町村レベルの運動や活動が活発に展開されるべく、支援をします。

県内の様々な現状と課題、取り組みなどを交流しあう場を設定します。通年の研修会として、志学館大学や県内の大学と連携した研修カリキュラムを計画していきます。

＜指導員を対象とした研修会の定期的な開催＞

- 6月＝研修会（学童保育入門講座、指導員の役割など 保護者も対象）
- 10ないし11月＝指導員学校〈テーマ設定 障害児学童育・労働問題基礎講座など〉
- 2月＝実践交流会（ワークショップ ブロック別経験交流など）
- 3月＝新人研修会（新年度から働く指導員や2～3年経験の指導員対象）

(4) 障害児を受け入れるに当たっては、障害についての理解や障害の種類・程度に応じた、適切なケアができる体制作りが必要です。県連絡協議会としても、障害児の受け入れや生活づくりなどについて学習の機会を設けます。

(5) 「あつてよかつた県連絡会」を目指して

県内には、学童保育クラブはあるものの、組織化されていない市町村や、一応組織はあるものの運動体として力を持っていないところもあります。そうした地域に対し、それぞれの現状を踏まえつつ、よりよい組織となるような支援・援助をしていきます。

- i : 情報宣伝活動—児童クラブ「子育てネット」のHPと携帯サイト充実、メール会員登録によるメーリングリストの構築、IT化の促進、県連絡会ニュースの発行
- ii : 地域連協等・児童（学童保育）クラブの相談活動
- iii : 『日本の学童ほいく』誌の活用と購読の拡大

『日本の学童ほいく』誌は、保護者や運営者にとっても意義深い雑誌ですが、なによりも指導員の仕事に資するところが最大の、学童保育の専門誌です。県内総ての指導員が講読し、研修会や日々の保育で利用・活用する取り組みを進めます。

(6) 元気な保護者会（父母会）で豊かな学童保育を

これまで学童保育運動の中で大切にされてきたことは、利用者である保護者各人がそれぞれの力を出し合いながら、指導員と連携しつつ、学童保育の改善のために取り組んできたところです。その実際の場合、保護者会（父母会）です。また、より広範な組織である地域連協等も、保護者と指導員とが共同で運動を進める母体となるものです。

市町村レベルの保護者組織の中には、個別クラブの連絡協議会の組織であるところや、それ自身が児童（学童保育）クラブの「運営主体」となっているところもあります。いずれにせよ、一人ひとりの保護者が、日々の保育やクラブ・地域組織の行事や運営に、主体的かつ積極的に参画できるようにしましょう。行事の多忙さ、運営の困難など難題は少なくありませんが、「共同の子育て」の豊かさと楽しさを糧にして、力を出し合っていきましょう。

(7) 県連絡協議会としての活動に必要な財源を確保するために、次のことに取り組みます。

- a) 加盟児童（学童保育）クラブ数を増やし、会費収入増を図ります。
- b) 『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額を図ります。
- c) 『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。
- d) 有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加費増を図ります。
- e) 各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。
- f) その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。

3, 2008年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定 (案)

2008 (平成20) 年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定 (案)

月	県連絡会行事予定	霧島市連絡会行事予定	おおすみ学童保育の会行事予定
4月	・役員会・第4回運営委員会 (4月22日) (来年度方針・予算等審議)	・連絡会運営委員会	
5月		・役員会 ・霧島市児童クラブ連絡会総会	・役員会 ・おおすみ学童保育の会総会 ・鹿屋市学童保育連絡会
6月	・県連絡会第2回総会&記念講演会 (6月1日) ・鹿児島県学童保育指導員研修会 (6月10~11日)		
7月	・役員会・第1回運営委員会	・役員会 ・市長と語る会	・指導員活動交流会
8月		・連絡会主催「きりしま学童こどもまつり」 (学童祭り)	・役員会 ・児童クラブスポーツ交流会
9月	・ブロック別「指導員研修会」	・事務局会	・市町への要望書提出
10月	・第43回全国学童保育研究集会 (10. 4-5/札幌) ・運営委員会 ・鹿児島県への要望書提出	・指導員研修会 (ブロック会議)	・役員会
11月	・第33回全国学童保育指導員学校<九州会場> (11月9日福岡・春日市)	・霧島市への要望書提出	・地区学童保育研修会 ・役員会
12月	・役員会	・事務局会	・指導員活動交流会
1月			
2月	・実践交流会 (ワークショップ ブロック経験交流など)	・役員会	・役員会
3月		・新人研修会 (新年度から働く指導員や2~3年経験の指導員対象)	・指導員活動交流会

■機関運営について

- ①運営委員会は、原則年4回開催。
- ②三役会は、運営委員会開催前に開催。
- ③意見・要望その他 声の集約。

4. 2008年度予算案について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2008年度収支予算案

収入の部

2008年4月1日～2009年3月31日

科 目	2007年度実行額	2008年度予算	備 考
会 費	268,000	459,000	1.2万円×20クラブ 8千円×15クラブ 5千円×15クラブ 2千円×12クラブ
研修会参加費	83,000	100,000	年4回参加費500円×200人
雑収入	77,960	80,528	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍等取り扱い手数料・研修会DVD売り上げ等
繰越金	25,204	98,472	2007年度繰越金
寄付金		1,000	科目設定
合 計	454,164	739,000	

支出の部

科 目	2007年度実行額	2008年度予算	備 考
全国連協会費	30,000	30,000	2008年度会費として
事務消耗・需用費	11,990	20,000	事務用品費等
	97,320	50,000	書籍購入
会議費	20,120	40,000	総会・ブロック会・運営委員会・三役会の会場費
旅費		160,000	全国・九州ブロック運営委員会参加費など
通信・印刷費	44,750	150,000	携帯HP作成・維持管理費、電話代、情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	121,512	200,000	連絡会研修会（交流会・研修会講師代等）
事務局費		50,000	事務文書作成費等、行政との連絡調整など
予備費		39,000	
合 計	325,692	739,000	

5. 加盟状況

No	児童クラブ	〒	住所	TEL	FAX
1	寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7	0994-40-0963	
2	わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14	0994-44-5234	
3	西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47	0994-44-6577	
4	鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町3-20	0994-42-2663	
5	花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043	0994-46-3764	
6	こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801	0994-42-4480	
7	笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町1106-1	0994-42-2919	
8	和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566	0994-48-2931	
9	正徳仲良しクラブ	893-1603	鹿屋市串良町岡崎3445-2	0994-63-2186	
10	高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839	0994-65-1308	
11	根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262	0994-24-5343	
12	たしろ学童クラブ	893-2402	肝属郡錦江町田代川原275-1	0994-25-2037	
13	しもずる保育園	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-8	0996-82-0030	
14	平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	0996-22-8250	0996-22-6023
15	養護学童クラブ「ガッツ」	899-1611	阿久根市赤瀬川2486-1	0996-72-3607	
16	青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	0996-20-0775	0996-20-0171
17	可愛(えの)児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	0996-22-8451	0996-22-8451
18	黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	0996-55-1960	0996-55-1960
19	国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332	0995-47-5600	
20	青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1	0995-48-7800	
21	向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町16-14-6	0995-45-8831	
22	ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45	0995-46-0991	
23	白蓮保育園学童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866	0995-59-2362	
24	高陵寺保育園学童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川498-7	0995-59-2321	
25	わいわい児童クラブ	899-6404	霧島市溝辺町麓1180-2	0995-58-4649	
26	至宝学童クラブ	899-6301	霧島市横川町上ノ4503-1	0995-73-2371	
27	わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406	0995-78-2886	
28	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2	0995-76-1364	
29	中津川児童クラブ	899-6504	霧島市牧園町上中津川1287		
30	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246	0995-57-0202	
31	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝824-3	0995-43-8513	
32	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1	0995-43-8135	
33	児童クラブ風の子園	899-5421	始良郡始良町東餅田2608	0995-67-3333	
34	児童クラブきかんぼ	899-8103	曾於市大隅町中之内4674-2	0994-82-2661	
35	児童クラブげんきぼ	899-8422	曾於市大隅町坂元481-31	0994-83-1469	
36	なんこう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2	0994-76-0025	
37	寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5	0994-77-1880	
38	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38	0994-78-3662	
39	フレンドクラブ(内山田)	897-0004	南さつま市加世田内山田2397 キッズランド児童館内	0993-52-3634	
40	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-4	0993-53-2088	
41	わんぱく児童クラブ	898-0051	枕崎市中央町261	0993-72-0315	
42	徳光児童クラブ	891-0513	指宿市山川岡児ヶ水15-3	0993-35-0903	
43	なかよしクラブ	891-9301	大島郡与論町茶花2002-1		
44	児童クラブ スジャータ	899-4201	霧島市霧島田口807	0995-57-1482	
45	串木野中央学童クラブ	896-0053	いちき串木野市下名11477	0996-33-3131	
46	村長の家児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2781	099-299-3480	
47	錦光こすもす少年クラブ		薩摩郡さつま町2735-7	0996-57-0882	
48	大口市障害児学童クラブステッ	899-2441	大口市曾木374-5	090-4991-353	
49	ファミリー・リソース・翔	890-0002	鹿児島市西伊敷3-9-2	099-229-5518	
計				2008年3月現在	
	川上児童クラブ	892-0875	鹿児島市川上町314-4	099-244-8393	
	春山児童クラブ	899-2704	鹿児島市春山町1820-7	099-278-0085	
	障害児学童保育所ぱる	895-0072	薩摩川内市中郷町4708-1 サポ-トゾ-ンサニ-サイト内	0996-20-6785	

6. 加盟率

ブロック名	加盟数	児童クラブ数	加盟率	福祉事務所
鹿児島市ブロック	1	71	1.41%	鹿児島市
肝付ブロック	12	33	36.36%	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩ブロック	7	32	21.88%	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
始良伊佐ブロック	17	47	36.17%	霧島市・大口市・始良福祉事務所
曾於ブロック	5	26	19.23%	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所
南薩摩ブロック	6	48	12.50%	いちき串木野市・日置市・南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島ブロック	1	16	6.25%	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所
計	49	273	17.95%	

後 員 改 選

鹿児島県児童クラブ連絡協議会役員名簿

	2007(平成19)年度			2008(平成20)年度		
	氏 名	所 属	ブロック	氏 名	所 属	ブロック
会 長	加来 宗暁	高陵寺保育園児童クラブ	始良・伊佐			
副 会 長	船隈 洋見	こぼと児童クラブ	肝属			
	中根 賢明	児童クラブきかんぼ	曾於			
	花木 広昭	鹿児島県障害のある子どもの放課後連絡会				
	折橋 喜典	下鶴保育園	北薩			
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	始良・伊佐			
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	肝属			
運 営 委 員			鹿児島市			
			鹿児島市			
	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	肝付			
	中村 雅之	根占学童ひまわりク	肝付			
	新町 愛子	養護学童クラブガッツ	北薩			
			北薩			
	諸留 清子	宮内児童クラブ	始良・伊佐			
	花木 正斉	大口市障害児学童クラブステップ	始良・伊佐			
		なんこう放課後児童クラブ	曾於			
			曾於			
	下園真理子	フレンドクラブ(内山田)	南薩摩			
			南薩摩			
			熊毛・大島			
			熊毛・大島			
会 計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	始良・伊佐			
会計監査	上村 斉子	とみくま児童クラブ	始良・伊佐			

鹿児島県児童クラブ連絡協議会規約

「名称」

第1条 この会は、「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」という。

「目的」

第2条 児童クラブ（以下、「放課後児童クラブ」、「学童保育所」及び「学童育成クラブ」を総称して、「児童クラブ」という。）の設置者、指導員及び保護者、関係者（専門家・団体等）との連絡を密にして、鹿児島県内の児童クラブの啓発普及、発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体とする。

「事業」

第3条 この会の目的を達成するため、会員相互の連絡・交流を密にして次の事業を行なう。

- 1, 児童クラブの運営に関する「通信」を発行し、情報と資料を提供する。
- 2, 指導員、保護者のための研修・研究会を開く。
- 3, 行政と連携し、児童クラブづくりの指導と援助を行なう。
- 4, 保護者、指導員、子どもたちとの交流と親睦をはかる。
- 5, 児童クラブの施設や子どもたちの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力する。また、そのための実態調査なども行なう。
- 6, 学者、専門家等の協力も得ながら児童クラブのあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進する。
- 7, その他、必要な事業を行なう。

「会員」

第4条 会員は次のとおりとする。

- 1, 児童クラブ
- 2, 学童保育所をつくる会
- 3, この会の目的に賛同する個人

「会費」

第5条 会費については総会で決定する。会費の額は「別表1」のとおりとする。

「役員」

第6条 この会の会務を運営するために、次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|---|
| イ. 会長 | 1名 | この会を代表し会務を統括する。 |
| ロ. 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。 |
| ハ. 事務局長 | 1名 | この会の事務全般を司る。 |
| ニ. 運営委員 | 若干名 | 各ブロックを代表し、この会の日常の運営に責任を持ち、執行部として各ブロックにおける会務を処理する。 |
| ホ. 会計 | 1名 | この会の会計事務にあたる。 |
| ヘ. 会計監査 | 2名 | 会務に基づく会計の監査をする。 |
| ト. 事務局次長 | 若干名 | 事務局長を補佐するため、必要に応じて置くことができる。 |

2, この会の事務局は、会長が所属するブロックに置く。

3, この会に事務局職員を置くことができる。

第7条 この会の役員の設定は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監査は、総会で決定する。
- (2) 運営委員は、「別表2」福祉事務所を単位とする各ブロックから選出された2名を以て充てる。
- (3) 会計・事務局次長・事務局職員は、運営委員会に諮問した者を会長が委嘱する。

第8条 この会の役員の前任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠による役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

「会合」

第9条 この会は、目的を達成するため、次の会合をもつものとする。

- (1) 総会 総会は年1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会 会長・副会長・事務局長・運営委員で構成し、定期的を開催する。この会を以て日常運営に責任をもつものとする。

- (3) 三役会議 会長・副会長・事務局長（次長を置いた場合次長も含む）で構成し、運営委員会に付議する案件等の原案づくりをする。
- (4) 研修会 児童クラブに携わる者としての資質を高めるための研鑽に努めたり、会員相互の連絡・協調を図り、親睦にも努める。

「会 計」

第10条 この会の会計は、次の収入を以てこれに充てる。

- イ. 会 費
- ロ. 寄付金
- ハ. その他

2, この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「付 則」

- 1, この会の規約の改廃を含めた変更事項は、総会の承認を必要とする。
- 2, この規約は、2007(平成19)年6月3日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

【別表1】

児童数	金 額
個人会員	2,000円
児童数10名以下	
児童数11～19名	5,000円
児童数20～35名	8,000円
児童数36名以上	12,000円

【別表2】

ブロック名	福祉事務所
鹿児島市ブロック	鹿児島市
肝付ブロック	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩ブロック	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
始良伊佐ブロック	霧島市・大口市・始良福祉事務所
曾於ブロック	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所
南薩摩ブロック	いちき串木野市・日置市・南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島ブロック	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所

会費の振込先 鹿児島銀行国分北出張所 (普) 173300
 〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1
 鹿児島県児童クラブ連絡協議会 会計：田間美沙緒
 TEL/FAX 0995-45-7800

鹿児島県児童クラブ連絡協議会 旅費規程

第1条 役職員が機関の決定に基づき、行動、または出張する場合の行動費、旅費は、この規程による。

第2条 旅費の種類は、運賃、日当、及び宿泊費とする。

2. 県外出張の旅費、日当は予算執行の実情を考慮し、運営委員会で決定する。

第3条 日当、及び旅費は、次の通りとする。

- | | | |
|-------|----------------|----------------|
| ① 日 当 | 県内1,500円 | 県外2,000円 |
| ② 宿泊費 | 県内8,000円(実費)以内 | 県外9,000円(実費)以内 |
| ③ 旅 費 | 20円/km | |

2. 県外行動費は、1日3,000円とする。

第4条 役職員以外の者で、運営委員会の議を経て会長が必要と認めたものについては、原則としてこの規程による旅費を支払う。

第5条 役職員及び会員が、鹿児島県児童クラブ連絡協議会の主催する運営委員会、研修会等に参加する場合の旅費は、次の通りとする。総会に参加する場合の旅費は、各会員の所属する児童クラブにおいて支払う。

- | | | | |
|-------|-----|-------|--------|
| ① 旅 費 | 実 費 | ② 日 当 | 1,500円 |
|-------|-----|-------|--------|

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、三役会議で決定する。

第7条 この規程の改廃は、総会、運営委員会で議決する。

第8条 この規程は、2007(平成19)年11月23日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

【資料－１】

2008年度学童保育関係の補助単価表

表 2008年度の学童保育関係の補助単価 (単位：円)

	入所児童数	年間開設日数		
		250日 (基準開設日数)	290日の場合	200日～249日 (2010年度廃止)
児童数区分	10人～19人	990,000	1,510,000	対象外
	20人～35人	1,612,000	2,132,000	
	36人～70人	2,408,000	2,928,000	1,611,000
	71人以上 (2010年度廃止)	3,204,000	3,724,000	
長時間 開設加算	平日分	1時間当たり 199,000		1時間当たり 199,000
	長期休暇等分	1時間当たり 90,000		対象外
市町村分	放課後児童クラブ支援 事業費	(1) ボランティア派遣事業 (4事業) 1事業当たり 年額441,000 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり 年額750,000 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 (変更の可能性あり) 1市町村当たり 年額584,000 (4) 障害児受入推進事業 (開設日数250日以上のクラブ) 1クラブ当たり 年額1,421,000		
都道府県分	放課後児童指導員等資 質向上事業費	都道府県・政令市・中核市 1か所当たり1,000,000 *障害児対応の指導員研修も奨励		

【資料－２】

長時間開設加算の単価と加算方法の見直しを求める要望書 (全国連絡会)

2008年2月8日

全国学童保育連絡協議会
会長 山本 博美

2008年度の放課後児童健全育成事業の補助金
長時間開設加算の単価と加算方法の見直しを求める要望書

厚生労働省におかれましては、育成環境課をはじめとして、学童保育施策の充実のために日頃よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて今日、共働き・一人親家庭の小学生の放課後および、学校休業中の安全で安心な生活を保障する学童保育 (放課後児童クラブ) の必要性は、ますます高まっています。働きながら子育てをする保護者の仕事と、子育ての両立支援の重要な施設・制度である学童保育に対する要望 (量的拡大、質的拡充) は、いっそう強まっています。

こうした要望に対して、貴省は2007年度予算において学童保育の整備目標を2万か所とし、総額158億円の補助金を予算化し「生活の場」としての質的向上を図るためにガイドラインを、策定されるなどに努めておられます。

また、2008年度予算においても、整備目標を引き続き2万か所としていること、補助金総額を前年度比29億円増の187億円に増額したこと、障害児受入のための補助単価を大幅に引き上げたことなど、私たちは学童保育の拡充につながるものと期待を寄せています。

しかし、2008年度予算の長時間開設加算の補助単価と加算方法についての変更は、これまで午後6時30分前後まで開設して長時間加算を受けていた少なくない学童保育 (全体の約2割) で年額13万円から21万円の減額となるものです。少ない補助金で厳しい運営を強いられている学童保育の運営がより一層厳しくなり、また、貴省が進めている学童保育の拡充にも反する措置であり、とうてい認められるものではありません。提案されている長時間開設加算の補助単価と加算方法を見直していただき、どの学童保育も補助金が増額となるような措置を講じていただきたく、以下の点を強く要望します。

(要望事項)

示された長時間開設加算の補助単価案と加算方法案を見直し、これまで長時間加算を受けていたすべての学童保育への補助金が増額となるようにしてください。

(要望理由)

2007年度は「1日6時間を超え、18時を超えて開設する場合」には1クラブ当たり年額30万9000円の加算がありました(表1参照)。2008年度から、長時間開設加算は、平日分と長期休暇等分に分けられ、平日分については「1日6時間を超え、18時を超えて開設する場合」が、対象となることは変わらないものの、18時を超えた1時間当たり19万9000円が加算されることになりました。

つまり、午後7時以降まで開設しているところには年額19万9000円が加算されますが、午後6時を超え、午後7時以前まで開設してきた学童保育は加算が受けられず、30万9000円が削減されてしまいます(表1参照)。

全国学童保育連絡協議会の2007年5月1日現在の実態調査では、午後7時まで開設する地域は増えているものの、まだ14%の市町村です(学童保育数では約2700か所)。午後6時30分～7時前まで開設している19.6%の市町村(学童保育数では約3100か所)は、いままで加算の対象でしたがここが対象から外され補助金が削減されてしまうこととなります(表1参照)。

一方、2008年度から導入するという「長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合)」は、1日8時間を超えた開設には1時間当たり9万円が新たに加算されますが、これも含めて表2のように8割弱の学童保育では13万円、6%の学童保育が22万円近くが削減されます。(13万円削減される学童保育数は約2400か所で、全体の学童保育数の14%に及びます)

もともと学童保育の運営費は、平均的でも年間約1000万円は必要であるのに、国の補助単価が少ないために、市町村が上乗せしても補助金は平均430万円と少なく、保護者の保育料負担が多くあります。(表3)

学童保育を増やし、拡充するためには、運営費補助金の削減ではなく、増額が求められているのです。

表1 平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布 (全国学童保育連絡協議会調査)

終了時刻	2007年調査		長時間開設加算額	
			2007年度	2008年度
～ 16:59	0.4%	7.7%	なし	なし
17:00	7.3%			
17:01～17:59	9.4%	9.4%	なし	なし
18:00	48.5%	49.5%		なし
18:01～18:29	0.8%			
18:30～18:59	19.6%	33.6%	30万9000円(注1)	▼全額削減されゼロに
19:00～19:59	13.6%			19万9000円(▼11万削減)
20:00～	0.4%			39万8000円(注2)
合計	100.0%			100.0%

(注1) 2007年度の長時間開設加算は、午後6時以降から対象であるが、具体的に何分以降とは決められていない。

(注2) 全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査では、6市町村しかない。

表2 平日18時30分～19時前まで開設している学童保育の長期休暇等分の開設時間数の実態

	自治体数	割合	学童保育数	割合	長時間開設加算	総合計
9時間開設(10時間未満)	22	7.1%	190	6.1%	9万円	-21万9000円
10時間開設(11時間未満)	198	64.1%	2378	76.3%	18万円	-12万9000円
11時間開設(12時間未満)	56	18.1%	445	14.3%	27万円	-3万9000円
未回答・その他	33	10.7%	105	3.3%		
	309	100.0	3118	100.0		

(全国学童保育連絡協議会調査)

* 12万9000円削減される学童保育数は、全体の約14%にも及びます。

表3 1施設にかかる運営経費が年間1000万円の場合の収入内訳

<ul style="list-style-type: none"> ・児童数45人で計算(2007年度実態調査の平均児童数44.7人) ・2007年度の国の補助単価は、294万円(児童数45人、開設日291日で計算) ・2007年の実態調査で、1施設への平均補助額は430万円 	補助金 43%	国の補助金	294万円	国負担分	98万円
				都道府県負担分	98万円
				市町村負担分	98万円
				市町村の上乗せ分	136万円
	保育料 57%			保育料収入	570万円 (月額10,500円) 児童数45人

【資料－3】

2008年度放課後健全育成事業費関連予算

(1) 放課後児童クラブ運営費

○基準開設日数を設定し、開設日数に応じて加算

2007年度から、基準開設日数をこれまでの「281日以上」から250日に変更し、250日を超えて開設する学童保育には日数に応じて加算されます（1日13000円加算、300日を限度とする）。なお、開設日200日～249日の学童保育は、2009年度までは補助されるが、2010年度からは対象になりません。この2年間に開設日を250日以上にして、働く親の就労実態に見合った開設日にすることがねらい。

○71人以上への補助は2009年度まで

大規模学童保育は子どもの情緒の安定や安全面でも問題があることから、71人以上の学童保育への補助金は2009年度までで、2010年度には廃止。それまでに、分離・分割して適正規模にすることがねらい。厚生労働省が2007年10月に策定したガイドラインでも「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としています。また、厚生労働省は新設・増設、分離・分割をすすめるために、23億円（前年度比5億円増）の施設整備費も予算化しています。

○長時間開設加算（20ページの疑義問答集(Q&A集)を参照）

2008年度の放課後児童健全育成事業の補助金に関わって、長時間開設加算の単価と加算方法の見直しを全国連絡会議で求めてきました。その結果、長時間開設加算は、6時を超えて、15分だと1/4、30分だと1/2というように加算されることになりました。

長期休暇等分については、例えば、「平日6時30分まで、長期休暇等分は朝8時から夕方6時30分で開設している学童保育」では、平日分99,500円（199,000円の半分）、長期休暇等分2.5時間分で225,000円の合計324,500円加算されることになります。

○放課後児童クラブ等支援事業

市町村に対する補助で、2007年度は、①市町村が登録しているボランティア（4種類）を学童保育に派遣する事業、②「放課後子どもプラン」未実施市町村に取り組みを促す補助、③民間指導員の健康診断費補助の3事業でした。それに、障害児受入推進費（前述）を追加しました。

○放課後児童指導員等資質向上費

都道府県および政令市・中核市に対する補助金で、1自治体100万円を限度に出されます。指導員の研修会の回数や内容、実施方法等は、各自自治体に任されています。実施要綱に、2008年度から障害児対応を行う指導員の資質向上にも活用できることを明記。補助率は国負担が3分の1で、残りの3分の2は自治体負担です。

(2) 障害児受入加算

○障害児を受け入れている学童保育への受入加算は、2007年度の単価は68万7000円でしたが、2008年度は142万1000円となり、2倍以上となりました。大きな前進です。

○補助の仕方についての考えが示されました。8月の概算要求時には、「市町村の責任のもとに、適切な専門的知識等を有する指導員（一定の研修を受講した者等）を各クラブに配置する補助方式に変更」とされていましたが、市が雇用した専門知識等を有する職員を派遣する方法、各学童保育で雇用する指導員に市が委託料や補助金を出す方法でも良いことになりました。各学童保育で雇用した指導員に専門知識等がない場合は、市町村が研修を受けさせることも必要だとしています。いずれの場合も、補助単価は142万1000円です。

○実施要綱には、都道府県・政令市・中核市が主催する指導員研修会の内容として、障害児対応の指導員の研修を積極的に行い、障害児の受入促進を図ることも明記されています。

<施設整備費について>

放課後児童クラブ創設費等（ハード事業）

◆総額 23億6400万円（前年比5億5000万円増）

◆創設費補助の充実等

○児童厚生施設整備費の活用

児童館の整備費である児童厚生施設整備費を活用して、学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る（補助単価1250万円は、2007年度と同じ）。

○放課後子ども環境整備事業

未実施小学校区等への設置促進、分離・分割促進を図るために、既存施設（学校の余裕教室等）を学童保育に転用するための改修費補助（補助単価 700 万円は変更なし）と、既存施設で新たに学童保育を実施する際の備品の購入等の設備費補助（補助単価 100 万円は 2007 年度と同じ）についても引き続き支援を行う。

◆設置主体等制限の緩和

学童保育の設置促進を図るために施設整備費を使いやすくすることをねらいとして、これまで施設設置や施設改修について市町村に限定していたものを緩和します。

○**児童厚生施設整備費（施設を建てる場合の補助）**は、「市町村、社会福祉法人または民法第 34 条の規定により設立された法人」も補助の対象とします。民法第 34 条で設立された法人とは、財団法人、社団法人、宗教法人、学校法人などで、NPO法人は含まれません。

市町村が設置する場合の補助率は、国、都道府県、市町村が各 3 分の 1 ずつですが、法人が設置する場合は、国と都道府県と法人が各 3 分の 1 ずつとなります（市町村の負担はない）。

○**放課後子ども環境整備等事業（既存施設の改修や設備の整備への補助）**は、「市町村、社会福祉法人その他の者」も補助の対象となります。「その他の者」には、個人、父母会やNPO法人なども含まれます。新設や分離・分割のために父母会が新たに民家・アパートを借りて、改修したり、冷暖房や冷蔵庫などを購入する場合も、補助の対象となります。民設の施設に対する補助金は初めてです。ただし、運営費補助と同様に市町村が国に申請して、国が市町村に補助する形になり、市町村が父母会に対して改築等にかかった費用を補助することになります。

国民生活センター報告書の 概要と提言

国民生活センターのホームページで「学童保育の実態と課題に関する調査研究—放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために—」を紹介しています。

報告書の概要と提言も PDF ファイルで入手できます。

[2008 年 2 月 21 日公表]

学童保育の実態と課題に関する調査研究—放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために—

◇実施の理由

共働き・単親家庭等の小学生の放課後や夏休みなどの生活の場として必要とされている学童保育（放課後児童クラブ）について、消費者の視点から実態と課題を探るために（1）市区町村対象調査、（2）学童保育施設対象調査、（3）契約時の交付書面の 3 種類の調査を実施した。

◇検討内容

調査の結果、学童保育サービスの情報提供、契約時の交付書面、学童保育中のけがや事故、子どもの生活の場としての環境等にかかわる問題点が明らかになるとともに、自治体別、施設種類別にみた格差等が浮き彫りとなった。

「学童保育の実態と課題に関する研究会」（座長 新保幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授）を設置し、これらの調査結果と学童保育サービスの現況と利用契約の問題点等について検討を重ね、行政と施設に向けて、放課後の子どもの生活の場として安心して利用できるために提言をまとめた。

【小冊子希望の方は、連絡会事務局まで】 282 頁 1,000 円（本体 953 円）

【資料－４】

放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義問答集（Q&A集）

I 放課後児童クラブについて

【ソフト事業関係】

○ 開所時間関連

Q1 基準開設日数の250日には、①授業日（200日）、②長期休暇（45日）及び③クラブ運営上必要な日（5日：土曜日・日曜日等）が含まれており、授業日以外の②及び③については、原則として8時間以上開所することが要件となっているが、保護者の就労状況等を勘案した結果、明らかに8時間開所のニーズが無い場合にも、8時間開所しない限り、平成22年度以降、補助対象とならないのか。

A1 8時間開所することを基本とする。なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知している時間であり、利用者がいないためにクラブを閉所することは差し支えないものである。しかしながら、利用者の希望がある場合には、開所可能な体制を整えていただくことが必要と考えており、一律にニーズの排除を行うことのないよう十分に留意いただきたい。

○ 長時間開設加算関連

【共通部分】

Q1 開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A2 長時間開設加算の刻象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている時間である。

Q2 「平日分」、「長期休暇等分」とは、それぞれどの日を指すのか。

A2 「平日分」とは、学校の授業日（200日）のことであり、「長期休暇等分」（50日）とはそれ以外の①夏休み等の長期休暇、②土曜日・日曜日、③祝日等のことである。

Q3 補助基準額について、平日分、長期休暇等分それぞれ「単価×〇〇を越える時間数」となっているが、越える時間（延長時間）数の考え方は。また、延長時間が1時間に満たない場合の算出方法は。

A3 基本的に1時間単位で延長していることを原則とする。ただし、1時間に満たない場合であっても、例えば、15分延長の場合には0.25時間、30分延長の場合には0.5時間として算定して差し支えない。

Q4 時間数の上限はないのか。

A4 上限はない。

【長期休暇等分】

Q1 年間開設日数200日以上249日以下の特例分については、長時間開設加算における長期休暇等分の対象とはならないのか。

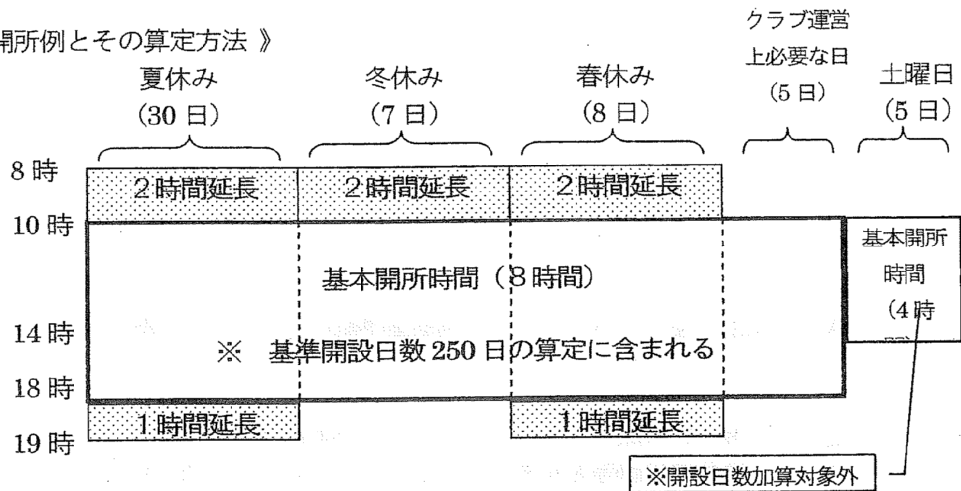
A1 対象とならない。

Q2 長期休暇等分について、日によって延長時間が違う（例えば、季節によって異なる、土曜日のみ異なる等）場合には、どのように算定すればよいのか。また、例えば長期休暇中、1日のみ延長するような場合にも、補助対象となるのか。

A2 季節等によって延長時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本開所時間分の運営費（交付要綱別表 基準額欄の1(1)①～⑤）の補助対象となる日における、平均開所時間により算定することとする。（長時間開設加算の対象となるのは、基本分の運営費の補助対象となる日のみである）

なお、開所時間とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能何能であると住民に周知している時間を指すことから、単にある一日だけ単発的にイベント等により延長した場合は、補助対象とはならない。

《 開所例とその算定方法 》



※ 算定方法

- ・基本開設時間分の運営費の対象となる日における、延長時間も含めた延べ開所時間
 (夏休み) (冬休み) (春休み) (クラブ運営上必要な日)
 $11 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} + 10 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} + 11 \text{ 時間} \times 8 \text{ 日} + 8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} = 528 \text{ 時間}$
- ・1日当たり平均開所時間
 $528 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} + 7 \text{ 日} + 8 \text{ 日} + 5 \text{ 日}) = 10.6 \text{ 時間}$
- ・「長期休暇等分」補助基準額
 $90,000 \text{ 円} \times (10.6 \text{ 時間} - 8 \text{ 時間}) = \underline{234,000 \text{ 円}}$

○ 障害児受入推進事業関連

- Q1 年間開設日数が200日以上249日以下の特例分対象についても補助対象としてよいか。
 A1 本事業は、実施要綱の別添2のIに基づく放課後児童健全育成事業を実施しているものが対象となり、特例分対象のクラブも補助対象となる。
- Q2 「障害児受入等のための指導員の確保とあるが、年度当初から障害児がクラブに登録している必要があるか。いつでも障害児を受け入れる体制をつくるために、年度当初から障害児受け入れ等のための指導員を確保していたが、結局障害児が学童クラブに入所しなかった場合は、どのように考えるのか。
 A2 当該年度中に障害児を受け入れるクラブが対象となる。ただし、年度当初に障害児が登録されていない場合で、年度途中で障害児の登録(入所)を予定し、指導員の確保をしていたが、やむを得ない事情等により、結果的に障害児が登録(入所)しなかった場合には、必ずしも補助金の返還は要さない。
- Q3 障害児が年度途中で退所した場合は、どのように取り扱うのか。
 A3 当該障害児の退所とともに、障害児担当の指導員の配置もやめた場合については、実際に配置していた月数に応じて補助基準額を算定することとする。(以下、算定式参照)
しかしながら、当初、当該障害児が年間を通じた利用を予定しており、担当指導員についてもそのために年間を通じた配置を予定し、かつ、実際に配置した場合については、必ずしも障害児がいない月数分を減額する必要はない。
 [算定式]
 補助基準額 × 配置月数 / 12月 ※配置した日を含む当該月から算定
- Q4 年度途中で障害児対応の指導員を配置した場合も、補助対象となるのか。
 A4 補助対象となる。ただし、補助基準額については、実際に配置した月数に応じて算定。
 (Q3の算定式参照)
- Q5 「専門的知識等を有する」とは、具体的にどのようなことが考えられるか。
 A5 「専門的知識等を有する」かどうかについては、各市町村において適切に判断していただきたいが、例えば、
 ① 地方自治体等が実施する研修の受講

② 個々の指導員が有する経歴（クラブにおける障害児担当経験年数など）

③ 個々の指導員が有する資格

などを踏まえて総合的に判断することを想定している。

Q 6 「一定期間内に必要な研修」とあるが、「一定期間内」とはどれくらいを想定しているのか。

A 6 「一定期間内」がどれくらいについては、都道府県及び市町村の研修スケジュールや受講する指導員数等により適切に判断いただくこととするが、現に障害児の対応に当たっている指導員について受講が必要な場合は、できるだけ早急（平成 20 年度中を目途）に研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい。

Q 7 「一定期間内に必要な研修を受講させる」について、研修が完了していなければ補助申請することはできないのか。

A 7 当該年度中に、必要な研修等の受講が予定されていれば、補助申請して差し支えない。

Q 8 都道府県や各種障害団体等が実施する研修を受講することにより、「必要な研修」を受講したこととして良いか。

A 8 各クラブにおいて受け入れる障害児の障害の程度・種類等により、配置する指導員に必要な専門性は異なることから、各市町村においては、こうした点を考慮して「必要な研修」の設定をしていただきたい。なお、研修の実施主体は、必ずしも市町村である必要はなく、都道府県や各種団体の実施する研修を活用いただいて差し支えない。厚生労働省においても、都道府県・指定都市・中核市が放課後児童指導員等に対して実施する研修への補助を行っている（放課後児童指導員等資質向上事業）ところであるので、ご活用いただきたい。

Q 9 専門的知識等を有する指導員が必ずしも直接的に関わるのではなく、他の指導員に指示をしながら、障害児の受入をする場合であっても、補助対象となか。

A 9 専門的知識等を有する指導員が直接、障害児を担当することを原則とする。ただし、他の子どもとの交流活動等において、便宜上、他の子どもと一緒に対応したり、担当が変わることまでを妨げるものではない。

Q 10 複数の放課後児童クラブを指導員が巡回する場合、補助対象となるのか。

A 10 障害児受入推進事業は、当該障害児を特別に援助するため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する場合に対象となるものである。よって、新たに指導員の増員を必要としない場合については、対象とならない。

○ 放課後児童クラブ支援事業関連

Q 1 事業の対象となるのは、国庫補助対象の放課後児童クラブだけなのか。

A 1 国庫補助対象クラブのみである。

【ハード事業関係】

○ 設置主体関連

Q 1 平成 20 年度から、創設整備の設置主体が市町村から「社会福祉法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人」に拡大されたが、NPO 法人や保護者の会（任意団体）が設置する場合も対象となるのか。

A 1 対象となるのは、社会福祉法人、財団法人及び社団法人であり NPO 法人や任意団体は対象とならない。

○ 施設の分割関連

Q 1 施設を分割した場合に、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A 1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

○ 初度設備関連

Q 1 放課後児童クラブ室の整備に必要な初度設備等への加算はないのか。

A 1 加算はないが、初度設備に必要な経費を対象経費に含めることは可能である。

Ⅱ 小型児童館、児童センターの施設整備について

○ 交付対象要件関連

- Q 1 平成 20 年 1 月 28 日付け育成環境課長通知中の 1 の (2) は、補助要件として、交付要綱に明記される予定か。また、①から③のすべての要件に該当する必要があるか。
- A 1 補助要件として、児童厚生施設等整備費交付要綱に明記する予定である。
また、①から③の要件すべてに該当する必要がある。
- Q 2 ①の「市町村が策定した次世代育成支援行動計画等」とあるが、次世代育成支援行動計画以外に、市町村で独自に策定した計画や方針などでも構わないのか。
- A 2 「次世代育成支援行動計画」以外に、市町村の総合計画や放課後子どもプラン事業計画などでも差し支えない。ただし、単年度の事業計画及び方針は、該当しない。
また、具体的な施設名や整備か所数などが規定されていなくても差し支えない。
- Q 3 平成 19 年度から継続して補助を受けている事業については、今回の「交付対象となる要件」は該当しないと考えてよいのか。
- A 3 該当しない。
- Q 4 ②の「中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること」とあるが、年長児童対応の設備の設置とは、何を想定しているのか。
- A 4 年長児童対応の設備とは、必ずしも部屋である必要はなく、バスケットゴール、卓球コーナー、音楽、調理などの創作活動ができる状況・設備やパソコンコーナーの設置などを想定している。
- Q 5 ①から③に該当しない場合、小型児童館、児童センターについては、創設又は改築の補助の対象とならないのか。
- A 5 対象とならない。
- Q 6 大規模修繕に対する補助は、現行どおりでよいのか。また、大規模修繕にも、①から③は補助要件となるのか。
- A 6 現行どおりとする。よって、大規模修繕には、①から③の補助要件は該当しない。
- Q 7 「児童センター」には、大型児童センターを含むのか。
- A 7 含まれる。ただし、大型児童センターには、元々、年長児童用設備を設けることとなっているので、基準額の変更はない。また、都道府県等が設置する大型児童館は、対象にはならない。
- Q 8 ③の「地域のニーズに応じた適切な開設時間」とは、18 時を越えなければならないなど、条件はあるのか。地域のニーズにより、18 時までの児童館でもよいのか。
- A 8 特に一律の条件はないが、18 時で終了する児童館は、中・高校生等にとっては利用しにくいと考えられるので、補助金の優先順位は下がる可能性がある。
- Q 9 放課後児童クラブを備えた児童館を設置するには、その地区で待機児童が発生している、または余裕教室がない等の状況が確認できない限り、補助対象外となるのか。
- A 9 20 年度協議様式から、当該地区で実施する場合には、具体的な理由を記載することとし、その内容次第で採択するかどうかを判断することとしており、一概に補助対象外ということではない。

※ 平成 19 年 4 月 16 日付け事務連絡「放課後子どもプラン」に係るご質問及び回答について」においても、放課後児童クラブの国庫補助に関する取扱いをまとめているので、併せてご確認いただきたい。

【資料－5】

厚生労働省が「放課後子どもプラン」と「分割」等で「Q&A」を作成（2007年3月20日に出された「疑義回答」について）
（『日本の学童ほいく』2007年5月号より抜粋）

厚生労働省と文部科学省は、2007年度から「放課後子どもプラン」を策定して、「学童保育（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」の二つの事業を「一体的あるいは連携」して運営する総合的な放課後対策を推進しようとしています。しかし、市町村の中には、「プラン全体や学童保育の国の補助金についての国の考えがまだわからない」との声も多く、両省に質問がたくさん出されたので、厚生労働省と文部科学省は、自治体から質問を受けて「Q&A」をまとめました（国は「疑義回答」と呼んでいます）。

この「Q&A」の厚生労働省分は、3月20日に厚生労働省の育成環境課が開いた全国児童健全育成事務担当者会議で発表されました。そのなかから、主に学童保育の補助金や、制度に関わる部分を紹介します。

<一体化型は国庫補助が出るのか>（省略）

<専用スペースと分割の定義>

Q. 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供と放課後児童クラブとを併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース等が必要とのことだが、専用スペースの定義は何か。

A. 専用スペースとは、子どもが安心して静養又は休息できるよう、生活の場として区切られたスペースである。なお、間仕切り等により専用スペースを確保する場合には、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意することとし、そのため、例えば、アコーディオンカーテンや衝立により仕切るとは相応しくないと考える。また、放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではないが、生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の児童が出入りできるようなスペース（空間）となることは適当ではないと考える。

Q. クラブの分割とは、具体的にどのようにすればよいのか。

A. クラブの分割とは、①小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つのクラブ室を設置する、②現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などにより二つの部屋又はスペース（定義については、質問番号12〔編集部注・前項〕を参照）を確保し、それぞれに放課後児童指導員を配置するなど放課後児童クラブとしての要件を満たして実施することである。なお、分割することにより、運営費については両クラブとも補助対象となるものである。また、分割するために必要なクラブの創設経費及び間仕切り等の設置のための改修経費についても補助対象となる。

Q. 大規模クラブの分割について、①既存の大規模クラブを分割する場合、「処遇単位」を明確に区分し、適正な管理運営が保てれば大がかりな施設整備は必ずしも必要としない（間仕切りで仕切る程度でよい）とのことだが、具体的にはどのような要件が伴うのか。（中略）②運営主体が同一で施設が隣接等している場合、クラブ毎に専用で設置しなくてはならない設備はあるのか。（中略）③地域によってはクラブの大規模化が避けられない状況で、分割を推進するにも、既存の大規模クラブ数等からして施設整備が追いつかない見通しであり、加えて、学校は少人数学級制のため空き教室がなく、民間（既存）施設を探すにも、クラブを運営できるような適切な場所がすぐには見つからないのが実情である。大規模クラブの分割について、準備期間（3年以内）を延長する考えはないのか。

A. ①クラブの分割とは、a 小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つのクラブ室を設置する、b 現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などによる。②実施要綱に定めるもの以外は柔軟に対処願いたい。③延長する考えはない。子どものことを考えたら、少しでも早く分割すべきである。

（以下、省略）

全国児童福祉主管課長会議資料（別冊）から2008年2月22日
放課後子どもプラン推進事業に係る疑義回答集（Q&A集）

施設の分離関連

Q1 施設を分割した場合、トイレ、調理室等を共用にすることは可能か。

A1 可能である。ただし、それぞれのクラブ運営に支障（一方の部屋を横切らなければ使用できない設備がある等）をきたすことがないよう、十分に配慮されたい。

【資料－6】

放課後児童クラブガイドライン

1. 対象児童

対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。

2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。
また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。
なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- (1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
- (3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- (1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
 - ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
 - ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
 - ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
 - ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
 - ⑤ 放課後児童指導員としての資質の向上
 - ⑥ 事業の公共性の維持
- (2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
 - ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

7. 保護者への支援・連携

保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。

8. 学校との連携

- (1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。
- (2) 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。

9. 関係機関・地域との連携

- (1) 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。

- (2) 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。

10. 安全対策

(1) 事故やケガの防止と対応

あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。

(2) 衛生管理

あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。

(3) 防災・防犯対策

防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。

- (2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

12. 事業内容等の向上について

- (1) 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。

- (2) 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。

13. 利用者への情報提供等

- (1) 市町村及び放課後児童クラブは、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。

- (2) 放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

14. 要望・苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

- (2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

2007年度 No.1
発行 2007年7月15日

ニュース

〒899-4301
鹿児島県霧島市国分重久 2105-5
TEL/FAX 0995-45-7800

6月3日(日)鹿児島市「黎明館」にて、鹿児島県内の児童クラブのネットワーク「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」の発足総会を開催しました。連絡会には、県内40のクラブが加入し、研修と交流により互いに連絡、協調するヨコの協議体としての一歩を踏み出すことができました。

7月8日第一回の役員会を開催し、「放課後子どもプラン」の鹿児島県での動きがどうなっていくのか、全国連絡会(別紙同封の「全国運営委員会ニュース」参照ください)から情報や国の動きを踏まえながら、鹿児島県子ども課や教育委員会への申し入れ、児童クラブの交流研修の場としてブロック別研修会を開催していく予定です。

関係する資料を同封します。ご活用ください。

1. 厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン(案)」広く意見募集(パブリックコメント)をしています。

(1)「放課後児童クラブガイドライン(案)」と『放課後児童クラブガイドライン』に関する意見募集についてを送付いたします。

①厚生労働省のガイドライン案に対する全国学童保育連絡協議会としての評価・意見・要望(別紙同封)をまとめ、厚生労働省に届けました。それぞれの地域でも、ぜひとも、すべての学童保育関係者に知らせ、一人でも多くの関係者が国に意見・要望を届ける取り組みをお願いします。全国学童連絡会のHPに掲載されています。

連協、学童保育、父母会、個人が意見を上げることができますが、より効果的かつ重要なのは、保護者・指導員一人ひとり(個人)が意見・要望をあげていくことです。数の多さが求められます。各児童クラブでの可能な限り、取り組みをお願いします。

②募集期間：2007(平成19)年7月5日(木)～7月26日(木)まで

(2) 下記のアドレスで、見ることもできます。 全国学童連絡会 HP

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?>

CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070070&OBJCD=100495&GROUP=

<http://www.mhlw.go.jp/public/index.html>

2. 全国学童保育連絡協議会の2007年5月1日現在の調査結果、まとめりました。

学童保育数が1万6652か所、入所児童数が74万人に

～1年間に6万人増でも整備が追いつかず大規模化がいつそう広がる

(1)「2007年6月29日 マスコミ発表資料」を送付いたします。

共同通信が配信し、日刊スポーツや各地の地方紙でも取り上げられています。

裏面添付

(2) 放課後子どもプランの設置状況について、各自治体に尋ねています。

Q11 「放課後子どもプラン」についてお聞きします。

A 「放課後子どもプラン」の策定についてお聞きします

1	2007年度中に策定する	275自治体	(19.1%)
2	2008年度以降に策定する	126自治体	(8.8%)
3	策定しない	139自治体	(9.7%)
4	わからない	658自治体	(45.8%)
5	その他	177自治体	(12.3%)
内訳(「検討中」が多い。「すでに策定」が4自治体ある)			
6	未回答	62自治体	(4.3%)
合計		1437自治体	

B 「放課後子ども教室推進事業」についてお分かりでしたらお答えください

- 2007年度から実施する 330自治体で2549か所
「実施する」との回答があるが箇所数不明が23市町村ある
- 2008年度以降に実施する予定 50市町村で190か所
「実施する」との回答があるが箇所数不明が17市町村ある

- 3 モデル的に試行する 57市町村で169か所
- 4 実施する予定はない 190市町村
- 5 わからない 554市町村
- 6 その他 131市町村 (「検討中」が多い)
- 7 未回答 64市町村

文部科学省は、2007年度の放課後子ども教室事業の実施か所数は約5000～6000か所と見ているようです。
 (3) 鹿児島県「2007実態調査A票総集計表」を送付します。

3. 第32回全国学童保育指導員学校「九州会場」が開催されます。

- (1) 主催：全国学童保育連絡協議会 九州各県学童保育・児童クラブ連絡会
- (2) 開催要項
 - ①と き 2007年9月30日(日) 10:30～16:30
 - ②ところ 福岡県・春日市クローバープラザ
 - ③受講料 2000円 弁当代700円
- (3) 県連絡会としては、肝付から霧島市経由のマイクロバスで参加します。参加希望の児童クラブは、下記までご連絡ください。
 TEL/FAX 0995-45-7800 (青葉児童クラブ気付け)

「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」発足

2007年6月3日、全国で37番目となる鹿児島県児童クラブ連絡協議会が発足しました。今まで、地域ごとの連絡会や指導員の主任会はあるものの、県レベルでの大きなヨコのつながりがなく、「一日も早く県の連絡会の設立を」との思いのもと、活動を続けてきました。

昨年の夏ごろに浮上した全児童対策＝放課後子どもプランの問題は、その活動を後押しするものでした。

「児童クラブの運営は、どうなるのか?」「子どもたちの放課後の生活は、保障されるのか?」色々な疑問と情報が錯綜する中で、おおすみ学童保育の会と霧島市児童クラブ連絡会が呼びかけ人となり準備会を立ち上げ、晴れて結成の日を迎えることとなりました。

結成総会に先立って、県教育庁社会教育課、県保健福祉部子ども課の方から「放課後子どもプラン」についての説明があり、参加者からも活発な意見、質問が出されました。

つづく記念講演では、鹿児島県出身の河野伸枝さん(全国学童保育連絡協議会副会長)が「手をつないで子育て～学童保育～」と題して、自ら指導員としての18年の経験から、学童に子どもを預ける親の思い、ジグザグに行きつ戻りつしながら生きる子どもたちの様子を、河野さんが出している児童クラブ通信を通して知ることができました。子どもを真ん中にして育てていくことの大切さ、生活の場を保障すること、現場の声を発進することの大切さを再確認する場となりました。

結成総会では、規約案と役員等の承認をいただき、初代会長には霧島市児童クラブ連絡会会長の加来宗暁さんを選出しました。放課後子どもプランの具体的な全体像が見えない中、今回、連絡協議会に加入された40のクラブの仲間たちと連携を取りながら、悩みを語り合ったり、情報交換や指導員の研修、交流等を通して保護者と指導員、みんなで子どもたちの明日を支えていきたいと思えます。鹿児島県児童クラブ連絡協議会をよろしくお願ひします。

(鹿児島県児童クラブ連絡協議会 会計 田間美沙緒)

2007年(平成19年)7月5日 木曜日 夏月

学童クラブ 「70人まで」
 質確保へ厚労省が指針

人までとし、土曜日や夏休みなどの開所時間は1日8時間以上とするなど、学童クラブの質の確保を目指す。学童クラブ数は昨年5月で全国約1万5000カ所、前年比4%増、利用者も約70万5千人、同8%増えた。子ども数が71人以上の大規模クラブの増加が目立ち、親も自治体関係者たちへの対応が起きやすくなると見られる。同省は、26日まで郵送やファクス、メールで意見を募集。8月下旬までに都道府県ごとに通知する。

2007. 6. 30. 南日本新聞

学童保育 最多の74万人

共働きやひとり親家庭の小学生を放課後預かる「学童保育」の人数が、五月一日現在で過去最多の七十四万三千八百三十七人になることが二十九日、全国学童保育連絡協議会(東京)の調査で分かった。

鹿児島県内の入所児童は九千八百六十六人で、前年比千八十九人の増。全国の学童保育の設置数も過去最多の一萬六千六百五十二カ所。二〇〇六年と比べ、入所児童が六万三千六百六十一人増えたのに対し、学童保育は七百九十四カ所増にとどまった。同協議会は「児童数の増加に設置が追いついていない」と指摘している。

同協議会は三十一、四十四人が「適正規模」としているが、四十人以上の学童保育に入所している児童が全体の73%に上った。一カ所に多くの子供が集中する大規模施設が増えているが、同協議会は「規模が大きくなりすぎると指導員の目が行き届かない」と指摘している。

鹿児島県の設置率は45.0%。最低は高知の38.1%だった。

届かず、事故やけがの増加など子供に悪影響の恐れがある」としている。小学校の数に対する設置数の割合(設置率)は、全国平均72.8%で前年同期より4.2%上昇した。都道府県別では、東京が小学校数を上回る103.6%と最高で、埼玉、大阪、石川と続いた。

鹿児島県の設置率は45.0%。最低は高知の38.1%だった。

鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

2007年度 No.2
発行 2007年9月15日

ニュース

〒899-4301
鹿児島県霧島市国分重久 2105-5
TEL/FAX 0995-45-7800

残暑が厳しい毎日が続いています。子どもたちは夏休みを元気に過ごしたでしょうか。

9月1日に全国学童保育連絡会の全国運営委員会が開催されました。鹿児島連からの出席はできませんでしたが、8月末に示された来年度の概算要求での子育て・学童関連の予算や「放課後子どもプラン」の各地の動き、2007年度総会議案(同封)など議論されました。関係する資料を同封します。ご活用ください。

また、ガイドライン案に対する意見公募(パブリックコメント)は、意見・要望が厚労省育成環境課に1000~2000規模で届いているとのことです。各児童クラブからの取り組みにお礼申し上げます。月刊『日本の学童保育』購読者数も、鹿児島での20部購読増などで目標とする4万8000部を超えたとのこと。各加入児童クラブのみなさんご協力、ありがとうございました。

1. 鹿児島県の「放課後子どもプラン」の取組みについて、意見交換会をもちました。

7月19日、鹿児島県子ども課と社会教育委員会、県連役員と「放課後子どもプラン」作成に向けた推進委員会や今後の進め方について、意見交換の場をもちました。

(1) 全国的な「放課後子ども教室」事業は、全国学童連の調査によると、2007年度実施自治体数は、354自治体で2527箇所。多くの自治体が検討中であり、今まで独自に土曜・日曜に実施していた活動を「放課後子ども教室」と認定し、補助金を出している。(同封の「全国運営委員会ニュース No.11」2007年9月1日号を参照ください。)

(2) 鹿児島県の取組み

都道府県	公立小総数	学童保育総数	①「放課後子どもプラン」策定の状況・予定等	②「放課後子どもプラン」に関する方針・考え方	③「放課後子ども教室」の実施状況・予定	④運営基準の策定、国のガイドライン策定の受け止めなど	⑤大規模の分離・分割の動きや問題となっていること
鹿児島県	527	273	・19年度プラン作成のための予算措置はしていない。	・9月中旬に県庁内子ども育成関係部署の庁内会議を立ち上げる予定。 ・まずは、情報の共有からという姿勢。 ・学童関係者と連携をとるよう要請する。	・19年度事業は、29箇所。 ・教育委員会としては、事業の推進を働きかけていくとのこと。	特になし	・昨年度鹿児島市で分離・分割をした。 ・大規模学童の分離・分割の施設整備は、進めていく。

2. 全国学童保育指導員研修会九州会場 & 全国学童保育研究集会 in 東京 参加者募集!

第32回全国学童保育指導員学校 九州会場

- ・とき 2007年9月30日(日)
- 午前10時30分~午後4時30分
- ・会場 福岡県春日市・クローバープラザ
- ・日程 10:00 10:30 12:30 13:30 16:30
- | 受付 | 全体会 | 昼食 | 講座 |
- ・受講料 2000円
- ・申し込み締切 9月15日(土)
- ◆全体会(午前)
- 基調報告 全国学童保育連絡協議会
- 全体講義 「子ども理解を深めるために」
~学童保育と指導員に期待されるもの~
講師・広木克行(神戸大学教授)
- ◆講座(午後)
- 18の講座があります。指導員や保護者のみなさんの参加を!

*県連では、マイクロバス25人乗りで参加します。往復で5000円です。参加希望の方は、事務局までご連絡ください。
FAX 0995-45-7800

第42回全国学童保育研究集会 in 東京

- i) とき 2007年11月10日(土)全体会
~11日(日)分科会
- ii) ところ 全体会・国技館
分科会・中央大学と明星大学
- 第4分科会 「父母会・連絡協議会の結成・活性化」でレポート報告
- ・報告者 鹿児島県霧島市児童クラブ連絡会から
- ・分科会のねらい
- ア) 学童保育や保護者の実態と課題を確かめ、市町村・都道府県レベルの学童保育連絡協議会がなぜ必要なかを明らかにする。
- イ) 父母会・連絡協議会の結成と活性化のために何が大事なのかを交流し、学び合う。
- ウ) 保護者・指導員が「あって良かった連絡協議会」と感じられるような活動や工夫を交流する。

■各児童クラブから、「学童保育に何を求めるか」連絡会に「こんなことをやってほしい」などご意見・ご要望をお寄せください。全国研究集会に反映させたいと思います。
■全国研究集会への参加される方は、事務局までご連絡ください。 FAX 0995-45-7800

3. 2007年度 全国学童保育連絡協議会総会について

- (1) 2007年度総会議案書 同封の「2007年度 総会議案書(提案)」を参照ください。
- (2) 学童保育のいっそうの発展を目的とし、学童保育の役割とあり方、保護者の役割、指導員の仕事、地方自治体や国の課題などについて学習・交流しあう全国学童保育研究集会〔11月10日(土)・11日(日)の両日、東京都内で開催〕の前日に2007年度全国学童保育連絡協議会の総会が開催されます。
全国研究集会参加とあわせて、総会へ参加ができる児童クラブの方は、県連絡会事務局までご連絡ください。

・とき	2007年11月9日(金)
	13:00～ 全国運営委員会 15:00～ 総会
・ところ	全国教育文化会館「エデュカス東京」(東京都千代田区二番町)
	最寄駅 JR四谷駅下車徒歩7分 地下鉄有楽町線麴町駅下車徒歩2分

4. 来年度予算の概算要求 学童保育関連の予算について

*詳細は、同封の「全国運営委員会ニュース No11」(2007年9月1日号)を参照ください。

- i) 放課後児童クラブ運営費(ソフト事業)
- ・長時間開設加算の改善 長期休業期間などに一日8時間以上開設したクラブへの加算制度
→ 一日保育が年間9.5日ほどの学童保育では約19万円のアップ
 - ・発達障害児等の受入のさらなる推進 市町村の責任のもとに、一定の研修を受講した者(指導員)を各クラブに配置する補助方式に変更 → 年間69万円が120万～130万円に引き上げる方向で検討中
- ii) 放課後児童クラブ創設費等(ハード事業) 23.8億円(07年度費5.7億円増)
- ・児童厚生施設整備費 学校敷地内等に児童クラブ室を新たに設置する際の創設箇所数の増
→ 施設を建てる場合の補助「市町村、社会福祉法人または財団法人、社団法人、宗教法人、学校法人等」でNPO法人は対象外。補助単価は、1250万円。
 - ・放課後子ども環境整備事業 未実施小学校区等で、既存施設(学校の余裕教室等)を転用するための改修費補助(補助単価700万円)と既存施設で新たに学童保育を実施する際の備品購入等の設備費補助(補助単価100万円)
→ 分離・分割のために新たに保護者会が新たに民家・アパートを借りた際の改修費、冷暖房や冷蔵庫の購入も補助対象になる。
- iii) 文部科学省の「放課後子ども教室」予算
- ・実施場所の拡大 余裕教室等から、地域の児童館、公民館など学校施設内にこだわらず地域にある児童館等の活用
 - ・全国学童連の調査 2007年度実施自治体数は、354自治体で2527箇所。多くの自治体が検討中であり、今まで独自に土曜・日曜に実施していた活動を「放課後子ども教室」と認定し、補助金を出している。

5. 参考資料 「特集：保育制度改革と保育の権利 保育、学童保育で、いま何が起きているか」(同封)
(杉山隆一／鳥取大学教授：「賃金と社会保障」No.1441 2007年5月上旬号)

児童クラブの動きから

■霧島市「こひつじ児童クラブ」既設施設の移転で、緊急署名！ 保護者会で取り組む。

1999年4月に国分北小学校区の学童保育として発足したこひつじ児童クラブは、教会増設に伴い現施設を2007年度末までに移転することになりました。

そこで、移転先(新たな土地と施設)を確保するために、施設整備の陳情署名(霧島市の公共用地内への確保を求める)を8月上旬から取り組み8月22日、2560名分を集めて、霧島市長と議会へ提出しました。

■霧島市の施設整備の動き

- ・霧島市内23箇所の児童クラブの内、施設整備が必要とされる施設を年次的に予算措置する。19年度は施設費25坪で840万円。
- ・毎年、優先順位をつけ整備を計上していく。緊急にこひつじ児童クラブ移転が今年度一杯となったので、用地確保と施設整備費を来年度措置するよう陳情中。

加盟児童クラブの問題や特徴的な動き・変化などお知らせください。

鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

ニュース

〒899-4301

鹿児島県霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800



12月21日に政府の学童保育関係予算（政府予算案）が発表されました。厚生労働省の概算要求はほとんど認められました。2008年1月からの通常国会で政府予算案が採択されれば、正式決定となります。

昨年末の12月25日、鹿児島県子ども課と教育委員会に対して、来年度の予算要望の申し入れを行ってきました。鹿児島県への要望書と全国運営委員会ニュース No.2 を同封します。地元自治体の担当者との申し入れ等にご活用ください。

2008年も宜しくお祈りします。



鹿児島県への2008年度要望書（要約）

- ①小規模の学童への予算措置と財政難を理由による補助基準額の減額を行わないこと。
- ②大規模(71人以上)学童分離増設ための予算確保
- ③国が策定した「ガイドライン」を基本に、鹿児島県の運営基準を策定すること。
- ④指導員研修会を県児童クラブ連絡会主催での実施を
- ⑤発達障害児等の受入に伴う指導員加配と専門的研修及び補助基準額の確保
- ⑥「放課後子どもプラン」への要望
 - i) 学童保育との「一体的な運営」とならないこと。
 - ii) 運営補助金は、従来通りの措置をとること。
 - iii) プラン作成では、福祉部と教育庁と対等連携、地域の必要性和実情に応じた対応をすること。
- ⑦学童に指定管理者制度をとらないこと。

国の学童関連予算2008年度（要約）

- ①発達障害児等の受け入れのさらなる推進
→各学童保育で加配している指導員への研修の強化でも良い。補助単価は上がる予定。
- ②施設整備費に関わって
 - 設置主体等制限の緩和
 - i) 児童厚生施設整備費（施設を建てる場合）
→民法 34 条の法人（財団・社団・宗教・学校法人）
負担は、国と都道府県と法人で各1/3ずつ。
 - ii) 放課後子ども環境整備等事業（改修や設備の整備への補助）
→市町村や法人以外に、個人、父母会や NPO 法人も補助対象になる。
 - 新設や分離・分割に必要な家賃、改修費、備品購入費等。民設の施設補助は、初めて。

書籍・DVDの紹介

*連絡会で斡旋しています。

■『障害児がそだつ放課後』 白石正久著
かもがわ出版 定価1470円

子どもは放課後発達する！！

◎学童保育に揃えておきたい本

■県児童クラブ連絡会結成総会 DVD

河野伸枝さんの記念講演の「手をつないで子育て～学童保育～」と結成総会の内容がよくわかります。

頒価 1000円

ご注文は、連絡会事務局まで！！



ちょっと便利な情報

携帯サイト(携帯 HP)に、子育てネットを掲載しました。

右のQRコードにより「交流館 Leap」
→「子育てネット」→連絡会加盟の
児童クラブを検索(住所・地図)できます。

「リーブ」の携帯サイト

<http://www.uca.or.jp/mb>

※携帯のブックマークに登録を！



ブロック別指導員研修会のお知らせ

■大隅会場

とき 2008年2月9日(土) 19:00～

ところ 「鹿屋東地区学習センター」(鹿屋市寿8丁目)

☆鹿屋市・肝付福祉事務所、志布志市・曾於福祉事務所管内の学童・児童クラブの施設長・指導員・保護者が対象です。

■北薩会場

とき 2008年2月10日(日) 14:00～

ところ 薩摩川内市「川内文化ホール」(市役所近く)

☆薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所、いちき串木野市・日置市福祉事務所管内と大口市管内の学童・児童クラブが対象です。

■講師 河野伸枝さん(全国学童連副会長・南さつま市坊津出身)

テーマ 「子どもの育ちと学童保育～指導員の役割」(仮称)

◇参加費 1000円(資料・講師代)

【編集後記】

2008年の干支は、ねずみ。干支のはじめです。窮鼠猫を噛む勢いで、子どもたちの“育ちの場”を充実・拡充していきましょう。(T)

鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

ニュース

〒899-4301

鹿児島県霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

■2008年度の放課後児童健全育成事業の補助金に関わって、長時間開設加算の単価と加算方法の見直しを全国連絡会議で求めてきました。その結果、長時間開設加算は、6時を超えて、15分だと1/4、30分だと1/2というように加算されることになりました。

長期休暇等分については、例えば、「平日6時30分まで、長期休暇等分は朝8時から夕方6時30分で開設している学童保育」では、平日分99,500円(199,000円の半分)、長期休暇等分2.5時間分で225,000円の合計324,500円加算されることとなります。(詳細は、同封の全国運営委員会ニュースNo.4の別紙4「放課後子どもプラン推進事業等に係る疑義回答集(Q&A集)」を参照下さい。)

◆2008年2月に、国民生活センターが「学童保育の実態と課題に関する調査研究—放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために—」という報告書をまとめ、厚生労働省に提言を要望書として提出しています。

詳細は、同封の別紙「学童保育の実態と課題に関する調査研究〈概要〉」参照して下さい。

【小冊子希望の方は、連絡会事務局まで 1000円/282頁】

●2月22日に開かれた全国児童福祉主管課長会議の報告と資料を掲載した全国運営委員会ニュースNo.4とNo.5を送ります。全国児童福祉主管課長会議の資料(ニュースNo.4の別紙1~3)は、役所や議員にも渡しご活用下さい。

※2007年度鹿児島県学童保育実態調査(全国連が実施)の各自治体データも同封します。

県連絡会の動きから

●3月県議会補正で、学童を含む子育て支援で約4000万円の予算がつけました。(補助金の削減はありません!)

★3月17日、県子ども課と教育委員会へ要望

指導員の研修の機会を保障するために、「児童クラブ指導員研修会(学童保育指導員学校)」を県児童クラブ連絡協議会の主催で実施すること。

◆「一人ひとりの声を国と自治体に届ける大運動」(パンフ)

自治体からも国に財政的・制度的な拡充を求める意見をあげるような働きかけをしていきましょう!

◎全国連絡会のHPへアクセスを!

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

ちょっと便利な情報

携帯サイト(携帯HP)に、児童クラブ「子育てネット」を掲載しました。右のQRコードにより

「子育てネット」→「お知らせ」

(研修会スナップや最新情報を掲載

中!) 県内学童の検索(住所・地図)

できます。※携帯のブックマークに登録を!



連絡会新人研修会& ブック別指導員研修会

2/10(日)指導員研修会(北薩/薩摩川内市「川内文化ホール」)

2月10日開催の指導員研修会は、川内市民文化ホール会議室に薩摩川内市、出水市、阿久根市、日置市、大口市、さつま町などから19の児童クラブの指導員のみなさんが参加していただきました。

南さつま市坊津出身で全国学童連絡会副会長の河野伸枝さんの、学童で子どもたちとの葛藤やら保護者と一緒に悩みながら、互いに支え合う関係を作っていくこと、学童での指導員の役割について日々の実践から熱く語っていただきました。



3/2(日)2007年度新人指導員研修会/いきいき国分交流センター

霧島市児童クラブ連絡会、2007年度児童クラブ新人指導員研修会には、管内9つの児童クラブの参加がありました。この春、新しく発足する上小川校区の児童クラブと青葉小校区の「ほのほの」児童クラブからの参加もありました。

全国連の「テキスト 指導員の仕事」をテキストに、青葉児童クラブや宮内児童クラブの具体的な事例をもとに分かりやすい講座でした。

次回の参加者の増を期待しています。



【編集後記】

鹿児島県の連絡会が発足して、あっという間に10ヶ月が経ちました。子育て支援の動きは、確実に進んできています。学童への関心も高くなってきています。みなさんの情報を、是非、お寄せ下さい!(T)

■鹿児島県内の児童クラブ

福祉事務所		施設名	〒	住所	電話
鹿屋市・肝付福祉事務所	1	寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7	0994-40-0963
	2	わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14	0994-44-5234
	3	西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47	0994-44-6577
	4	鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町3-20	0994-42-2663
	5	花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043	0994-46-3764
	6	二葉児童クラブ	893-0061	鹿屋市上谷町11657-3	0994-44-6107
	7	こばと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801	0994-42-4480
	8	笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町1106-1	0994-42-2919
	9	和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566	0994-48-2931
	10	はらい川児童クラブ	893-0026	鹿屋市祓川町4498	0994-42-2250
	11	エンゼル児童クラブ	893-0013	鹿屋市札元2-3721-1	0994-43-9353
	12	南部幼稚園学童クラブ	893-0047	鹿屋市下堀町9579-1	0994-44-6850
	13	吾平児童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名7681	0994-58-8220
	14	いずみ幼稚園学童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名6368-2	0994-58-6893
	15	細山田保育園わんぱく児童クラブ	893-1601	鹿屋市串良町細山田4833-4	0994-62-2026
	16	正徳仲良しクラブ	893-1603	鹿屋市串良町岡崎3445-2	0994-63-2186
	17	上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3	0994-63-3657
	18	垂水児童クラブ	891-2104	垂水市田神144	0994-32-5650
	19	高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839	0994-65-1308
	20	内之浦放課後児童クラブ	893-1402	肝属郡肝付町南方2643	0994-67-2340
	21	根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262	0994-24-5343
	22	佐多放課後学童クラブ	893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊佐敷4018	0994-26-1233
	23	たしる学童クラブ	893-2402	肝属郡錦江町田代川原275-1	0994-25-2037
	24	たけのこ学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元517-2	0994-22-1233
	25	ひかり学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元4750-3	0994-29-0256
	26	めばえ学童クラブ	893-2301	肝属郡錦江町大根占神川3141-2	0994-22-0768
薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所	1	可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	0996-22-8451
	2	永利児童クラブ	895-0007	薩摩川内市百次959-5	0996-22-5322
	3	水引児童クラブ	895-1921	薩摩川内市水引町4798	0996-26-2376
	4	黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	0996-55-1960
	5	おかつこ児童クラブ	895-0056	薩摩川内市宮里町3048-9	0996-25-4522
	6	平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	0996-22-8250
	7	青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	0996-20-0775
	8	亀山児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	0996-20-4647
	9	市比野児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町市比野2805	0996-38-1490
	10	錦光こすもす少年クラブ		薩摩郡さつま町2735-7	0996-57-0882
	11	恵光学童クラブ	895-2202	薩摩郡さつま町中津川1629	0996-57-0845
	1	大川児童クラブ	899-1741	阿久根市大川8287	0996-74-0053
	2	脇本児童クラブ	899-1131	阿久根市脇本1926-1	0996-75-0339
	3	阿久根学童クラブ	899-1615	阿久根市琴平町68-1	0996-72-3161
	4	しもずる保育園	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-8	0996-82-0030
	5	折多児童クラブ	899-1601	阿久根市折口4352-1	090-5478-9124
	6	鶴川内児童クラブ	899-1603	阿久根市鶴川内3310	0996-72-1271
	7	養護学童クラブ ガッツ	899-1611	阿久根市赤瀬川2486-1	0996-72-3607
	8	出水児童クラブ	899-0204	出水市麓町9-13	0996-63-1216
	9	西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1050	0996-63-8240
	10	東出水児童クラブ	899-0203	出水市上鯖淵1866	0996-63-6137
	11	米ノ津児童クラブ	899-0132	出水市下知識町1584	0996-67-4800
	12	米ノ津東児童クラブ	899-0123	出水市下鯖町630-2	0996-67-5975
	13	児童クラブ まなづる	899-0208	出水市文化町991-2	0996-63-8249
	14	慈光	899-0402	出水郡高尾野柴引2084	0996-82-2171

霧島市・ 大口市・ 始良福祉事務所	1	ふれあい児童クラブ	895-2511	大口市里1842	0995-22-2611
	2	山野児童クラブ	895-2522	大口市大島1109	0995-22-1166
	3	羽月児童クラブ	895-2522	大口市大島1109	0995-22-1166
	4	曾木児童クラブ	895-2441	大口市曾木1827-1	0995-25-2155
	5	勝蓮寺学童保育クラブ	895-2701	伊佐郡菱刈町前目781	
	1	国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332	0995-47-5600
	2	青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1	0995-48-7800
	3	国分西児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島3-21-48	0995-48-8086
	4	向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町1380	0995-45-8831
	5	ミルキー児童クラブ	899-4332	霧島市国分中央5-2-7	0995-456-8432
	6	国分児童クラブ	899-4311	霧島市国分名波町26-10	0995-45-0307
	7	ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45	0995-46-0991
	8	国分寺ジョイメイト学童クラブ	899-4332	霧島市国分中央3-4-4	0995-47-3525
	9	上小川児童クラブ	899-4316	霧島市国分上小川884	
	10	ほのぼの児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久738-1	0995-47-1093
	11	白蓮保育園学童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866	0995-59-2362
	12	高陵寺保育園学童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川498-7	0995-59-2232
	13	わいわい児童クラブ	899-6404	霧島市溝辺町麓1180-2	0995-58-4649
	14	横川町放課後児童クラブ	899-6303	霧島市横川町中ノ204	0995-72-0280
	15	至宝学童クラブ	899-6301	霧島市横川町上ノ4503-1	0995-73-2371
	16	わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406	0995-78-2886
	17	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2	0995-76-1364
	18	中津川児童クラブ	899-6504	霧島市牧園町上中津川1287	
	19	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246	0995-57-0202
	20	児童クラブ スジャータ	899-4201	霧島市霧島田口807	0995-57-1482
	21	すめら学童クラブ	899-4201	霧島市霧島田口2512-6	0995-57-0527
	22	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝824-3	0995-43-8513
23	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1	0995-43-8135	
24	日当山児童クラブ	899-5115	霧島市隼人町東郷1-187	0995-42-8000	
25	姫城児童クラブ	899-5111	霧島市隼人町姫城1-249	0995-42-8000	
26	学童「のびのび」	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	0995-56-2867	
27	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3141	0995-55-2651	
1	加治木児童クラブ	899-5231	始良郡加治木町反土2955	0995-62-4320	
2	柁城児童クラブ	899-5214	始良郡加治木町仮屋町273	0995-62-5666	
3	錦江児童クラブ	899-5222	始良郡加治木町錦江町74	0995-62-6039	
4	竜門児童クラブ	899-5203	始良郡加治木町小山田1365	0995-62-1113	
5	高井田児童クラブ	899-5241	始良郡加治木町木田4872-2	0995-63-5043	
6	児童クラブ風の子園	899-5421	始良郡始良町東餅田2608	0995-67-3333	
7	児童クラブのぞみ	899-5652	始良郡始良町平松5061-2	0995-65-1710	
8	あすなろ児童クラブ		始良郡始良町 3397-5	0995-65-2177	
1	速證児童クラブ	899-6104	始良郡湧水町川西800-1	0995-75-2040	
2	栗野町児童クラブ	899-3207	始良郡湧水町米永411-1	0995-74-1811	
志布志市・ 曾於市・ 曾於福祉事務所	1	るんぴにクラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	0994-82-1672
	2	太陽の子クラブ	899-8212	曾於市大隅町月野2243-1	0994-82-2927
	3	カラーサンガクラブ	899-8212	曾於市大隅町月野池尾3609-1	0994-82-3302
	4	岩川児童クラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	0994-71-2218
	5	児童クラブきかんぼ	899-8103	曾於市大隅町中之内4674-2	0994-82-2661
	6	児童クラブげんきぼ	899-8422	曾於市大隅町坂元481-31	0994-83-1469
	7	学習クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣1-3	0986-72-0223
	8	きらら南学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5229-3	0986-75-1211
	9	なんごう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2	0994-76-0025
	10	寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5	0994-77-1880
	11	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38	0994-78-3662
	12	新橋児童クラブ	899-7601	志布志市松山町新橋1564	099-487-2146
	13	泰野児童クラブ	899-7601	志布志市松山町泰野547-1	099-487-8154
	14	尾野見児童クラブ	899-7603	志布志市松山町尾野見41-1	099-487-9545
	15	志布志児童クラブ	899-7102	志布志市志布志町帖6398	099-472-0544
	16	香月児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽188	099-472-1369
	17	安楽児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽1769	099-472-0098
	18	伊崎田児童クラブ	899-7401	志布志市有明町伊崎田8851	099-474-1851
	19	太陽の子児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉8547-4	099-474-1506
	20	宇都育心児童クラブ	899-7511	志布志市有明町原田2298	099-475-0105

いちき串木野市・日置市福祉事務所	1	串木野中央学童クラブ	896-0053	いちき串木野市下名11477	0996-33-3131
	2	くしきのチャイルドクラブ	896-0053	いちき串木野市下名12283-3	0996-32-9886
	3	照島学童クラブ	896-0053	いちき串木野市下名5296-4	0996-32-3270
	4	市来ッズ	896-2101	いちき串木野市湊町3731	0996-36-2151
	5	みのり学童クラブ	899-2311	日置市東市来町養母13246-3	099-274-9416
	6	鶴城寺学童クラブ	899-2203	日置市東市来町長里1775	099-274-2430
	7	子どもの家学童クラブ	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-64-1	099-273-5161
	8	太陽クラブ	899-2504	日置市伊集院町郡2056	099-273-1277
	9	つつじが丘フレンドシップ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41	099-273-1160
	10	清光学童クラブ	899-2501	日置市伊集院町下谷口1899-3	099-273-4457
	11	日吉放課後児童クラブ	899-3101	日置市日吉町日置3450-2	099-292-3279
	12	和田児童クラブ	899-3311	日置市吹上町和田2116	099-296-3012
	13	花田児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847	099-296-2111
	14	伊作児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847	099-296-2111
	15	常楽寺児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2592	099-296-2167
	16	村長の家児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2781	099-299-3480
南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺・指宿福祉事務所	1	万世学童クラブ	897-1123	南さつま市加世田高橋2765	0993-53-3203
	2	フレンドクラブ（内山田）	897-0004	南さつま市加世田内山田2397 キッズランド児童館内	0993-52-3634
	3	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-4	0993-53-2088
	4	のびやかクラブ	897-1124	南さつま市加世田宮原1206	0993-52-3021
	5	もりもりクラブ	899-3611	南さつま市加世田津貫6550	0993-55-2132
	6	妙見児童クラブ	898-0063	枕崎市妙見町751	0993-72-0613
	7	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136	0993-76-2003
	8	わんぱく児童クラブ	898-0051	枕崎市中央町261	0993-72-0315
	9	児童クラブわかば	897-0302	川辺郡知覧町郡16758-2	0993-83-2228
	10	中央児童クラブキッズ	897-0305	川辺郡知覧町瀬世5383-8	0993-84-0628
	1	魚見児童クラブ	891-0404	指宿市東方11018-11	0993-22-2830
	2	げんきっず	891-0315	指宿市岩本2808	0993-25-2020
	3	ひばり児童クラブ	891-0402	指宿市十町543	0993-22-5254
	4	こうこうクラブ	891-0313	指宿市新西方725	0993-25-2861
5	わんぱくキッズ	891-0403	指宿市十二町2338-5	0993-22-5558	
6	池田児童クラブ	891-0312	指宿市池田3880	0993-26-2116	
7	ひまわり会	891-0311	指宿市西方4692-4	0993-25-2021	
8	徳光児童クラブ	891-0513	指宿市山川岡児ヶ水15-3	0993-35-0903	
9	たいせい児童クラブ	891-0515	指宿市山川小川649-1	0993-35-2275	
10	児童クラブ童夢	891-0603	指宿市開闢十町2807	0993-32-2100	
11	大川キッズクラブ	891-0704	揖宿郡額娃町別府6597-3	0993-38-0131	
12	青戸児童クラブ	891-0705	揖宿郡額娃町上別府4567	0993-39-0236	
13	九玉児童クラブ	891-0703	揖宿郡額娃町御領3450-2	0993-36-0595	
14	勝縁児童クラブ	891-0701	揖宿郡額娃町郡11334-7	0993-36-0102	
徳之島事務所 福祉課	1	伊仙児童クラブ		大島郡伊仙町	
	2	なかよしクラブ	891-9301	大島郡与論町茶花2002-1	
計	155				

■社会福祉法人及び学校法人等児童クラブ

No	校 区	法 人 名	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	松原	(学) 大谷学園	大谷幼稚園	鹿児島市新町2-7	099-223-6615
2	田上	(学) 永吉学園	田上幼稚園	鹿児島市田上一丁目12-13	099-253-1666
3	向陽	(社福) 光陽福祉会	ひろき保育園	鹿児島市田上町4246-1	099-264-7482
4	伊敷	(社福) 伊敷福祉会	伊敷保育園	鹿児島市伊敷七丁目8-20	099-229-8851
5	西伊敷	(社福) こまどり福祉会	こまどり保育園	鹿児島市西伊敷二丁目1-2	099-220-9722
6	清和	(社福) 泉心会	竹之迫保育園	鹿児島市中山町4943-3	099-268-9898
7	和田	—————	ひまわり幼児学園	鹿児島市和田1丁目29-10	099-268-2099
8	喜入	(学) 野元学園	喜入幼稚園	鹿児島市喜入町335-1	0993-45-2280

■鹿児島市児童クラブ一覧（2008年4月1日現在）

No	クラブ名	所在地	電話番号
1	川上	川上町314-4	099-244-8393
2	吉野	吉野町2445	099-244-6845
3	吉野第二	吉野町3046-3	099-243-4466
4	吉野東	吉野町5203	099-243-9771
5	吉野東第二	吉野町6060-3	099-244-3121
6	大明丘	大明丘一丁目5-20	099-244-3770
7	坂元	玉里団地三丁目45-1	099-220-7826
8	坂元台	西坂元町58-2	099-248-3346
9	清水	清水町8-15	099-248-1326
10	大龍	大竜町11-44	099-248-1320
11	山下	西千石町15-5	099-227-2748
12	草牟田	城山二丁目3-1	099-226-6356
13	原良	永吉一丁目14-16	099-259-3832
14	明和	明和二丁目5-18	099-281-2013
15	武岡	武岡二丁目30-1	099-281-6348
16	武岡第二	武岡二丁目30-1	099-282-1881
17	武岡台	武岡五丁目37-2	099-281-3757
18	西田	薬師二丁目21-26	099-285-5403
19	武	武一丁目35-31	099-254-9462
20	西陵	西陵三丁目33-15	099-281-2136
21	広木	田上町3708-1	099-275-5353
22	中洲	上之園町28-1	099-206-8650
23	荒田	荒田一丁目30-27	099-206-0166
24	八幡	下荒田三丁目25-1	099-254-9477
25	八幡第二	下荒田三丁目25-1	099-258-9621
26	中郡	郡元二丁目4-6	099-254-4918
27	紫原	紫原二丁目24-2	099-259-1335
28	紫原第二	紫原二丁目24-2	099-259-1337
29	西紫原	紫原三丁目50-18	099-285-6550
30	西紫原第二	紫原三丁目50-18	099-285-3810
31	宇宿	宇宿町2525-1	099-265-5584
32	伊敷	伊敷五丁目19-1	099-229-1870
33	花野	花野光ヶ丘二丁目2-16	099-228-0491
34	西伊敷	西伊敷四丁目12-1	099-228-6488
35	伊敷台	伊敷台五丁目20-20	099-229-5160
36	玉江	下伊敷一丁目35-1	099-220-5721
37	東桜島	東桜島町17	099-221-2171
38	谷山	谷山中央一丁目4389-ハ	099-267-6523
39	谷山円明庵	谷山中央一丁目5027-3	099-269-3669
40	西谷山	上福元町6651-1	099-267-5616
41	東谷山	魚見町123-7	099-268-6700
42	和田	和田一丁目33-26	099-267-4134
43	錦江台	下福元町9236-5	099-261-9668
44	錦江台第二	錦江台一丁目70-1	099-262-2248
45	福平	下福元町8019-4	099-262-3190
46	中山	中山二丁目34-1	099-264-3415
47	中山第二	中山二丁目34-2	099-267-9457
48	桜丘西	桜ヶ丘二丁目30-17	099-264-2164
49	桜丘西第二	桜ヶ丘二丁目35	099-264-7717
50	桜丘東	桜ヶ丘五丁目23-4	099-275-2614
51	星峯	星ヶ峯四丁目31-1	099-264-0006
52	星峯東	星ヶ峯一丁目42-1	099-264-0645
53	宮川	皇徳寺台四丁目11-1	099-275-2642
54	皇徳寺	皇徳寺台一丁目18-3	099-275-0350
55	吉田	西佐多町789-2	099-295-2603
56	本名	本名町2738-1	099-294-3662
57	牟礼岡	牟礼岡一丁目3-2	099-294-8905
58	桜洲	桜島小池町55	099-293-2434
59	桜峰	桜島松浦町355	099-293-3676
60	瀬々串	喜入瀬々串町3500	0993-47-0081
61	中名	喜入中名町976	0993-45-0112
62	前之浜	喜入前之浜町7076-2	0993-43-0074
63	松元	上谷口町927-1	099-278-0660
64	春山	春山町1820-7	099-278-0085
65	石谷	石谷町1385-2	099-278-1145
66	郡山	郡山町2519-5	099-298-2076
67	南方	川田町1415	099-298-7044

■地域の連絡協議会の連絡先（2008年3月現在）

全国学童保育連絡協議会の基本的な構成単位は都道府県の連絡協議会ですが、それぞれの都道府県は県内の市町村の連絡協議会を会員としています。

現在、35都道府県に都道府県段階の連絡協議会があります。

	郵便番号	住所	電話番号
北海道学童保育 連絡協議会	001-0013	札幌市北区北13条西2丁目 ひろっぱクラブ内	011-727-6325
札幌市学童保育 連絡協議会	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2-12 第一山崎ビル	011-738-7764
秋田市学童保育 連絡協議会	010-0041	秋田市広面釣瓶町12-9 こばと学童保育クラブ気付	018-832-1124
宮城県学童保育 連絡協議会	980-0811	仙台市青葉区一番町4丁目1-3 市民活動サポートセンター気付25番	
岩手県学童保育 連絡協議会	020-0114	盛岡市高松4-7-41 伊吹山方	019-663-2398
山形県学童保育 連絡協議会	990-0021	山形市小白川町2-3-3 山形県総合社会福祉センター内	0236-22-5805
福島市学童クラブ 連絡協議会	960-8141	福島市渡利八幡町26 渡利学童保育きりん教室内	024-521-2362
いわき市学童保育 連絡協議会	971-8151	いわき市小名浜岡小名字台ノ上1-1 小名浜一小地内青空学童保育	0246-54-6062
群馬県学童保育 連絡協議会	379-2152	前橋市下大島町444-3	027-266-6771
栃木県学童保育 連絡協議会	320-0031	宇都宮市戸祭元町11-15	028-621-2105
茨城県学童保育 連絡協議会	312-0003	ひたちなか市足崎1464-16 すいせい学童クラブ内	029-274-9910
千葉県学童保育 連絡協議会	273-0005	船橋市本町3-4-3 千葉保育センター内	047-424-8102
埼玉県学童保育 連絡協議会	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-1005 梅津ビル4F	048-644-1571
東京都学童保育 連絡協議会	170-0005	豊島区南大塚3-37-10	03-5951-2789
三多摩学童保育 連絡協議会	202-0014	西東京市富士町2-1-22 古谷方	042-463-7069
神奈川県学童保育 連絡協議会	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-9647
横浜学童保育 連絡協議会	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-7244
川崎市学童保育 連絡協議会	213-0022	川崎市高津区千年792-4 学童ほいくオカリナ内	044-751-8648
甲府市学童保育 連絡会	400-0051	甲府市古上条町30-13 内藤方	055-241-5227
静岡県学童保育 連絡協議会	420-0839	静岡市葵区鷹匠1-5-8 鷹一さかえビル3F	054-252-7115
長野県学童保育 連絡協議会	390-0851	松本市島内5330 島内学童クラブ内	0263-34-8423
新潟県学童保育 連絡協議会	950-2022	新潟市小針2-12-1 丸山方	025-233-1994
富山県学童保育 連絡協議会	939-0332	射水市一条25-2 津幡方	0766-56-1999
石川県学童保育 連絡協議会	920-0856	金沢市昭和町5-13 交通会館1F	076-234-1910
愛知学童保育 連絡協議会	456-0006	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館	052-872-1972
岐阜県学童保育 連絡協議会	508-0006	中津川市落合929-1 落合学童保育所内	0573-69-4364
三重県学童保育 連絡協議会	514-0805	津市下弁財町津興1350 育生小学校内 学童保育くるみ会	059-226-6245

滋賀県学童保育 連絡協議会	525-0072	草津市笠山1-1-53	077-535-5519
京都学童保育 連絡協議会	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1100-1 京都福祉保育総合センター内	075-821-0700
大阪学童保育 連絡協議会	542-0012	大阪市中央区谷町7-2-2-202	06-6763-4382
奈良県学童保育 連絡協議会	632-0082	天理市荒蒔町東浦278-4	0743-64-5890
和歌山県学童保育 連絡協議会	649-2105	西牟婁郡上富田町朝来2750 あすなる学童保育内	0739-47-4544
兵庫県学童保育 連絡協議会	650-0022	神戸市中央区元町通6丁目7-9 秋毎ビル3F	078-360-2728
鳥取県学童保育 連絡協議会	680-0947	鳥取市湖山町西1丁目541 湖山西小学校内ぽっかぽか児童クラブ	0857-28-7559
岡山県学童保育 連絡協議会	700-0867	岡山市岡町14-9神田コーポ202 NPO法人さんかくナビ内	090-3176-2735
広島県学童保育 連絡協議会	730-0042	広島市中区国泰寺町2-5-27 大川ビル3F	082-247-4335
山口県学童保育 連絡協議会 準備会	742-0424	岩国市周東町差川803 世良方	0827-84-1316
徳島県学童保育 連絡協議会	770-0861	徳島市住吉3丁目2-5 渭東第一学童保育所内	088-623-5277
香川県学童保育 連絡会	761-0444	高松市池田町1327-5 織野方	087-848-0586
愛媛県学童保育 連絡協議会	797-0016	西予市宇和町神領529-1 トトロクラブ内	0894-62-0256
こうち学童保育 ネットワーク	787-0310	土佐清水市浦尻8-206 清家方	0880-82-4544
福岡県学童保育 連絡協議会	805-0067	北九州市八幡東区祇園2丁目4-22	093-662-6000
佐賀県 放課後児童クラブ連絡会	840-0901	佐賀市駅前中央1-8-32 i-スクエアビル3F	
熊本県学童保育 連絡協議会	861-1203	菊池市泗水町住吉2851 ピノキオクラブ内	0968-38-7878
長崎県学童保育 連絡協議会	850-0963	長崎市ダイヤランド4-5-1 南長崎小学校内 学童保育ほしのこらんど	095-879-3836
大分市育成クラブ 父母連絡会	870-0104	大分市南鶴崎3-3-1 鶴崎小学校内 鶴崎校区児童育成クラブ	097-521-4512
別府市 放課後児童クラブ 連絡協議会	874-0838	別府市荘園8組 光の園子どもクラブ内	0977-23-3149
鹿児島県 児童クラブ連絡協議会	899-4301	霧島市国分重久2105-1 青葉児童クラブ内	0995-45-7800
沖縄県学童保育 連絡協議会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟2階 小規模団体室内	

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、1967年に結成された民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、『学童保育ハンドブック』などの学童保育に関する刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』誌の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』『学童保育・実践記録集』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、35都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

<主な活動と今年の予定>

◆全国学童保育指導員学校の開催予定 (2008年度、第33回目)

会場	日程	開催地
南関東会場	6月1日(日)	東京都国分寺市・東京経済大学
西日本会場・岐阜会場	6月8日(日)	岐阜県大垣市・スイトピア
西日本会場・京都会場	6月8日(日)	京都市・京都教育大学
四国会場	6月22日(日)	香川県高松市・高松テルサ
北関東会場	6月29日(日)	群馬県高崎市・上武大学
東北会場	7月6日(日)	山形県天童市・市民文化会館
九州会場	11月9日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ

◆全国連協では、指導員向けの研修会・学習会や、保護者も含めた学童保育についての学習会・講座など、さまざまな催しものを行っており、毎年多くの方の参加があります。

全国学童保育研究集会

○第42回全国学童保育研究集会(東京)は終了しました。45都道府県から4985名の参加がありました。

○第43回は北海道で開催します。

◆全体会 2008年10月4日(土) 札幌市・きたえーる

◆分科会 2008年10月5日(日) 札幌市・北海道大学

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、定期購読者4万6800人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新は2007年調査で報告書を発表) ③指導員の实態調査(最新調査は2005年実施) ④都道府県の単独事業の実施状況調査 ⑤学校週5日制土曜日開設調査 ⑥保護者ニーズ調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2002年 『学童保育情報 2002-2003』『施設整備の手引き』『実践記録集3』『学童保育 はじめのいっぽ』

2003年 『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』『実践記録集4』

2004年 『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き(2004年版)』

2005年 『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う(実践記録集第5集)』『学童保育情報 2005-2006』

2006年 『学童保育ハンドブック』(発行・榊ぎょうせい)『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報 2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年 『よくわかる放課後子どもプラン』(4月刊行、発行・榊ぎょうせい)

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめて発表しています。